総務企画常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第一分科会）

平成２６年９月１８日（木曜日）午前１０時００分開会

出席委員（７名）

委員長	平山啓子君	副委員長	鈴木伸彦君
委員	藤村由美子君	委員	伊藤豊美君
委員	君島一郎君	委員	山本はるひ君
委員	玉野宏君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

総務部長	和久強君	総務課長	赤井清宏君
総務課長補佐	田代正行君	行政係長	福田博昭君
危機対策係長	平井克巳君	人事研修係長	広瀬範道君
給与厚生係長	岸上容子君	放射能対策課長	芳賀良輔君
放射能対策課長補佐	田代宰士君	除染担当主査	小野治夫君
除染担当主査	大木聡君	財政課長	八木澤秀君
財政課長補佐兼管財係長	相馬勇君	財政係長	村松一紀君
契約検査課長	塩水香代子君	契約検査課長補佐兼検査係長	松村儀久君
契約係長	佐々木玲男奈君	課税課長	稲見一志君
課税課長補佐兼税制係長	五十嵐岳夫君	市民税係長	波多腰治君
国民健康保険税係長	福田正樹君	資産税土地係長	高久浩二君
資産税家屋係長	村松隆君	収税課長	八木沢一志君
収税課長補佐兼収納係長	伊藤吉之君	徴収担当副主幹	三輪敦君
徴収担当副主幹	佐藤和穂君	徴収担当主査	和氣広美君
塩原支所長	成瀬充君	総務福祉課長	君島紀夫君

総務福祉課長補佐兼総務係長兼税務係長	齋　藤　正　幸　君	福祉係長兼市民係長	井　上　早　人　君
箒根出張所長	江　連　周　治　君	産業観光建設課長	印　南　良　夫　君
産業観光建設課長補佐兼建設係長	吉　澤　克　博　君	農林係長	髙　野　　　彰　君
観光商工係長	神　山　　　栄　君		

出席議会事務局職員

書　　　記　小　池　雅　之　君

議事日程

1．開　会

2．委員長あいさつ

3．審査事項

〔塩原支所〕

・塩原支所長挨拶

〔総務福祉課〕

決算審査

・認定第　1号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔産業観光建設課〕

決算審査

・認定第　1号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔総務部〕

・総務部長挨拶

〔総務課〕

・議案第６２号　那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

・議案第６６号　危機発生時相互応援協定の締結について

・議案第６７号　災害時相互応援協定の締結について

予算審査

・議案第５０号　平成２６年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）

決算審査

・認定第　1号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔放射能対策課〕

予算審査

・議案第５０号　平成２６年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）

決算審査

・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔財政課〕

予算審査

・議案第５０号　平成２６年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）

決算審査

・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔契約検査課〕

決算審査

・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔課税課・収税課〕

・議案第６３号　那須塩原市税条例の一部改正について

予算審査

・議案第５０号　平成２６年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）

決算審査

・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

・認定第　２号　平成２５年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

・認定第　３号　平成２５年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

・認定第　４号　平成２５年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

開会　午前１０時００分

◎開会及び開議の宣告

○平山委員長　それでは、皆様、おはようございます。

塩原支所の皆様には、本当に朝早くから大変ご苦労さまでございます。

ただいまから、総務企画常任委員会、あわせまして予算審査、決算審査それぞれの特別委員会（第一分科会）を開会いたします。

本当にめっきり朝晩寒くなりまして、すっかり秋めいてきましたけれども、皆様のお力をいただきながら、スムーズに委員会を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

それでは、今定例会における委員会の審査の方法について申し上げます。今定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件が２件、協定の締結に関する案件が２件、規約の変更に関する案件が１件の計５件でございます。また、新たに提出された陳情２件の審査が付託されております。

さらに、予算と決算の分科会審査がございます。予算審査特別委員会に付託された案件のうち、当第一分科会で審査すべき案件は、補正予算案件１件でございます。

決算審査特別委員会に付託された案件のうち、当第一分科会で審査するべき案件は、決算認定案件４件でございます。

補正予算案件と決算認定案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切りかえて審査を行います。

審査は、担当課ごとに行い、それぞれ常任委員会、予算審査特別委員会（第一分科会）、決算審査特別委員会（第一分科会）の順に審査いたします。

審査の日程はお手元に配付の次第のとおりでございます。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いいたしますとともに円滑な進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、次第３、審査事項に入りたいと思います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎塩原支所の審査

○平山委員長　塩原支所の総務福祉課、産業観光建設課、まずは塩原支所の審査を行いたいと思います。

審査に先立ちまして、成瀬所長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○成瀬塩原支所長　（挨拶。）

○平山委員長　ありがとうございました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎総務福祉課の審査

○平山委員長　それでは、総務福祉課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

今回、総務福祉課につきましては、常任委員会及び予算審査特別委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、

採決

〇平山委員長　最初に、認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。お願いいたします。

〇君島総務福祉課長　（認定第１号について説明。）

〇平山委員長　ありがとうございました。

説明が終わりましたので、ここで質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんか。

君島委員。

〇君島委員　すみません、ちょっと確認したいんですが、78ページに、庁舎管理費の中で除雪のローダーの賃借料が上がっているんですが、これについては駐車場の敷地の除雪のための賃借料ということでよろしいんでしょうか。

〇平山委員長　課長、どうぞ。

〇君島総務福祉課長　基本的に庁舎施設の中での除雪のためのローダーを借りています。

〇平山委員長　ほかにございませんか。

山本委員。

〇山本委員　どこがここがということではないんですけれども、塩原支所と箒根出張所、結構庁舎管理だけで1,500万とかと、76、77ページあたり、かかっているんですが、市民の利用はどのくらいあるんですか。

〇平山委員長　課長。

〇君島総務福祉課長　基本的に来庁者、住民票とか証明関係をとりに行く、人数的にはちょっとまだ、今ちょっと資料はないんですが、それとあと、公民館の塩原公民館も一緒に併設しておりますので、公民館の利用、図書館の利用等に来る客がいて、ちょっとあと、後日、ちょっと利用数は証明等の発行件数みたいなものでしか統計等とっていないんですが、そういうものでよろしければ後で数字をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〇平山委員長　山本委員。

〇山本委員　塩原支所も、箒根出張所も、何かで行くと、余り人がいないなというふうに思うんですね。

それで、実は塩原、今、箒根出張所について、ハロープラザの公民館の部分と一緒にということをおっしゃっていたんですけれども、実は箒根出張所というのはわかりにくい名前なんですね。わかりにくい名前で、ハロープラザと言ってしまったほうがとてもわかるんですけれども、先日、場所を市として言うときはハロープラザはだめだと、箒根出張所が市役所としてのチケットを配ったりするときにどこに行くのかといったときに、箒根出張所と書きなさいということを言われて、私は役所の出張所としての、お金をこれだけかけていて、公民館は公民館で教育部のほうでお金出ていますよね。そのときに、どのくらいの人がここを利用していて、費用対効果とは言わないですけれども、全体をハロープラザと言ってしまうようなことはできないのかなというようなことを考えたものですから。ここを出張所としての人はどのくらい来ているのかということでちょっと聞きたかったので、後でわかれば。

〇江連箒根出張所長　出張所の江連なんですが、これ去年の数字なんですけれども、証明書関係だけで約5,000件あるんですが、ただ、そのほかにも税金の歳入とか、そういうものがいろいろあるので、一概には言えないんですが、大体税金関係だけで１億ぐらいの歳入がございます。

ことしについては若干、ちょっと何ていうか件数的には月三、四十件ぐらい減っているような気がするんですが、ちょっと計算して、途中までしか出ていないもんですから、はっきりしたことを

言えないんですが、若干少なくなっているということはございます。
○平山委員長　山本委員。
○山本委員　じゃ、今と同じくらいの数字が塩原支所では出ないんですか。
○平山委員長　課長。
○君島総務福祉課長　塩原支所の場合、大体出張所、温泉街エリアになりますので、大体大まかな件数とか金額として、約半分程度になると思います。
○平山委員長　今の。
○君島総務福祉課長　今の件数の。
○山本委員　半分ということは、2,500件くらいに、収入は5,000万円ぐらいということですか。
○君島総務福祉課長　収入はもうちょっと減ると思います。ちょっと今、手元に資料がありませんので、後日報告したいと思います。
○平山委員長　ほかにございませんか。
　ありませんか。
〔発言する人なし〕
○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。
　討論ございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕
○平山委員長　それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。
　認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○平山委員長　異議がないものと認めます。
　よって、認定第１号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。
　審査事項は以上となります。

―――――――――◇―――――――――

◎その他

○平山委員長　次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。
　山本委員。
○山本委員　（塩原支所・箒根出張所の執行体制について）
○山本委員　（出張所の呼称について）
○平山委員長　よろしいですか。
　じゃ、ほかございますか。
〔発言する人なし〕
○平山委員長　総務福祉課の皆様からその他で何かございますか。
〔発言する人なし〕
○平山委員長　それでは、ないようですので、これで総務福祉課の審査を終了いたします。
　大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

―――――――――◇―――――――――

◎産業観光建設課の審査

○平山委員長　引き続き産業観光建設課の審査に入りたいと思います。
　今回、産業観光建設課につきましては、常任委員会及び予算審査特別委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

―――――――――◇―――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた

します。

執行部の説明を求めます。

印南課長、お願いします。

○印南産業観光建設課長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんか。

君島委員。

○君島委員　すみません、40ページの歳入の中でありました商工費雑入、塩原支所産業観光建設課観光商工係ということで、個人負担金というのは、これは何なんですか。

○印南産業観光建設課長　こちらはですね、臨時職員の個人負担でございます。具体的に申しますと、塩原温泉ビジターセンターのほうに臨時職員を採用してございます。こちらのほうの雇用保険の個人負担分というふうになっております。

○平山委員長　よろしいですか。

○君島委員　もう１点なんですけれども、今説明の中で、アグリパル塩原の関係の予算というのはなかったんですが、あれは塩原支所の管理下ではないということでよろしいんですか。

○平山委員長　課長。

○印南産業観光建設課長　アグリパル塩原については、本庁の農務畜産課というところで指定管理に出してございまして、予算はそちらのほうで措置しているわけなんです。

○君島委員　わかりました。

○平山委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

山本委員。

○山本委員　214ページで、大雪によってアップした雪を排除した3,121万9,335円のところで、７業者にこれを委託したということなんですけれども、今年度大雪で、塩原の関係では、７業者というのは、全部塩原の中で業者さんがちゃんといて、これだけの大雪でも迅速にできたということですか。

○平山委員長　課長。

○印南産業観光建設課長　委員おっしゃるとおり、当然早朝から雪の除雪をしませんと、交通の確保ができないということになりますので、当然距離的には近くにいる業者に依頼するしかないということで、地元業者でございます。

特に先ほど、塩原支所は箒根地区の管理もしてございますんで、塩原については２業者で、５業者については箒根地区の業者と、箒根地区という言葉が妥当かどうかちょっとわからないんですが。

〔「関谷のほう」と言う人あり〕

○印南産業観光建設課長　関谷のほうですね。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　この雪については、今年度は黒磯とか西那須のほうでいろいろ、遅かったとか問題になったんですけれども、雪の降り方はお天気次第なので、予想がつかないところがあるんですが、こういうものの委託というのは、もともと大雪が降ったときは、民間の方だと思うんですけれども、市のほうの除雪の仕事をまず第一義に優先してやってくださいねという委託の仕方をしているんですか。

○平山委員長　課長。

○印南産業観光建設課長　塩原地区の場合には、除雪計画というものがございまして、それに伴いまして、業者の指名をさせていただいて、応札をいただいて、その金額で受注いただくという形になります。

そういった中でも、路線がその業者で指定がございます。10㎝というような基準がございますので、その基準に達したときはもう除雪に入ってい

ただくというような指示の仕方をしております。

　またあと、当然高低差があるところでございますんで、支所で例えば５㎝であっても、新湯の場合にはもう15㎝あったというのもありますんで、当然その場合に、一旦パトロールして何㎝だという中での指示のやり方をさせていただいていると。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　そうすると、突然大雪が降ったという場合は、市の職員がまず夜中でも何でも見に行くんですか。それとも、これは業者のほうが、先ほど言った５㎝とか10㎝とかというところで、自主的に自分たちで見に行って、それはやっていいよということになっているんですか。

○平山委員長　課長。

○印南産業観光建設課長　基本的に、先ほどのように計画の中で10㎝とありますんで、とりあえずパトロールをまず、失礼しました、市の職員ではなくて業者のほうでですね、パトロールしていただいて、なるということがございます。

　中には、特に旅館、温泉街を控えてございますんで、新湯のところについては、逆にいつも旅館さんのほうが、うちのほうちょっと雪ひどいんで来てくれないというようなご依頼が先方様から来る場合が多うございます。

○平山委員長　よろしいですか。

○山本委員　わかりました。

○平山委員長　ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、質疑がないようですので、質疑を終了して討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

　認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

　よって、認定第１号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎その他

○平山委員長　審査事項は以上となりますが、次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

　藤村委員。

○藤村委員　（塩原地区の駐車場について）

○平山委員長　よろしいですか。

○藤村委員　はい。

○平山委員長　それでは、産業観光建設課の皆様のほうからその他で何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○平山委員長　では、ないようですので、産業観光建設課の審査を終了いたします。

　これで塩原支所の審査は全て終了となります。遠いところ大変お疲れさまでした。

　ここで執行部の入れかえのため、暫時休憩といたします。10分間休憩です。11時５分から。

休憩　午前１０時５３分

再開　午前１１時０４分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎総務部の審査

○平山委員長　ここからは総務部の審査を行います。

審査に先立ちまして、和久総務部長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

○和久総務部長　（挨拶。）

○平山委員長　ありがとうございました。

―――――――――◇―――――――――

◎総務課の審査

○平山委員長　それでは、総務課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

―――――――――◇―――――――――

◎議案第６２号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　初めに、議案第62号　那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

赤井課長、お願いします。

○赤井総務課長　（議案第62号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第62号　那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――◇―――――――――

◎議案第６６号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　次に、議案第66号　危機発生時相互応援協定の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○赤井総務課長　（議案第66号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

玉野委員。

○玉野委員　２条の４号の説明の中で、当市の要望を入れてもらったという民間宿泊施設ですね。この辺はもうリスト制にするとか、策定作業はもう始まっているんですか。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　具体的にはまだ始まっておりません。やはり塩原温泉、あるいは板室温泉の旅館の施設、そういったパンフレット等をさいたま市のイベントでブースを設けていただいて、そこでＰＲしていくということでございます。

○平山委員長　よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木副委員長　これから防災ということで、こういう協定は結んでおいたほうがいいとは思うんですけれども、本市にとって、本市の災害時の危機のときに応援要請をするといったときに、どういう状態がいいのか、どういう状態のときを想定したときに、さいたま市がいいのか、またはほかにもいろんな都市があると思うんですけれども、そういったことの中を検討してさいたま市になったのか。その経緯というのと、逆に言うと、さいたま市があるからさいたま市というんじゃなくて、いろいろ想定した中で、こういうところがあるんじゃないか、こういうところがあるんじゃないかというような検討はされての結果でしょうか。そこだけですね。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　私の冒頭ちょっと触れたんですが、さいたま市の副市長の木下達則さんが本市のご出身であって、またうちのほうの特別顧問という形になっております。その辺のきっかけで始まったということで、初めからこちらがいいという選定をしたわけではなく、木下達則さんのきっかけで始まりました。

以上です。

○平山委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了して討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第66号　危機発生時相互応援協定の締結については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第66号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第６７号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　次に、議案第67号　災害時相互応援協定の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○赤井総務課長　（議案第67号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ございませんか。

玉野委員。

○玉野委員　この各自治体でもう審議されているところはあるんですか。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　議決要件といいますか、その市町によってまちまちでありまして、例えば大田原市を例にとれば、大田原市は協定については議決が必要ないということで、それぞれちょっと事情が違います。

○玉野委員　わかりました。

○平山委員長　よろしいですか。

○玉野委員　はい。

○平山委員長　ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第67号　災害時相互応援協定の締結については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎議案第５０号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それでは、ここで予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○赤井総務課長　（議案第50号について説明。）

○平山委員長　それでは、説明が終わりましたので、質疑ございましたら。

鈴木委員。

○鈴木副委員長　ちょっと詳しく、入り口修繕ののりの幅とか、それから形状、側溝なのか、丸型側溝とか、その辺はどんなものなんでしょうか。

○赤井総務課長　段差のほうでよろしいですか。

○鈴木副委員長　段差のその構造を変えるというのはどういう構造だとか、それと幅が何ｍとかね。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　入り口の部分８ｍでございまして、道路の形状が、側溝ではなくて、道路の端がこういう水が流れて、こういうふうに、何ていいますかね、側溝ではなくて、道路が斜めになっていて、流れやすくなっているんですね。なおかつその敷地の部分のところがちょっとコンクリートが高くなっておりまして、約10㎝ぐらいの段差が出てきてしまったということで。その段差をはつって、そこをとって平らにするというような工事なんですけれども。

○鈴木副委員長　その舗装と敷地の間には側溝はないんですね。

○赤井総務課長　側溝はありません。

○鈴木副委員長　そういうところの改修ということですね。わかりました。

○平山委員長　よろしいですか。

○鈴木副委員長　はい。

○平山委員長　ほかにございませんか。

山本委員。

○山本委員　細かい話なんですが、この青木で車をぶつけたという話なんですが、帰ってきたときに車をぶつけたということですよね、これは。こういうものというのは、どうしてぶつけたのかわからないんですけれども、全てこういう消防の自動車の事故関係は、どんな理由であれ全部市のほうでお金を出すことになっていますか。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　消防団というのは、那須塩原市の非常勤の職員でございますので、その公務中の事故でございますので、この場合はバックして壁にぶつけてしまったということで、それは市のほうの費用で直します。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　運転が下手だから、私もよくぶつけたりするんですけれども、こういうものが消防団の人たちは、消防自動車ですよね、ぶつけたのはね。消防自動車を運転することについては、ふだんか

ら何がなくても練習をしたりして、そういう訓練というのはしていて、それでやっぱりぶつけたという、何ていうんですかね、事故は何ででも起こると思うんですけれども、バックしていてぶつけたという単純な話ですよね。それでも、消防に関するものであれば、どんな状況であっても、市が出してくれるということで理解はよろしいんですね。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　公務であって、その団員に悪意といいますか、わざとやった、そういうのがなければ、全部市でやらなくてはならないというふうに考えております。

○山本委員　わかりました。了解です。

○平山委員長　質疑ございませんか。

鈴木委員。

○鈴木副委員長　ちょっと関連してですけれども、悪意がなければ問題ないと思うんですけれども、年間に、要するにどうしても起きると思うんですけれども、こういうのって発生する割合というのは、年に１件とか２件とか、どのぐらいの割合であるんでしょうか。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　私、ことし４月から来たばかりですが、今、半年ぐらいたちますが、今のところ２件ほどあります。

○鈴木副委員長　結構です。

○平山委員長　それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――◇―――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それでは、ここで決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○赤井総務課長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員　52ページになります。

２款の総務費の中の１項１目です。その中で、先ほど説明があったんですが、備品購入費、これが複合機19台とありますよね。それを本来であればリースでこうやっていくという、負担が大変なんで、リースでこうやっていくというのが本当なのかなと思ったんですが、これは買い取りという説明でしたよね。その辺のちょっと詳しい説明をお願いします。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　23年度からばらばらで管理していたものを集中管理しまして、その更新時期のものを合わせて一括で入札をかけてリースでやるのが基本だったんですが、25年度はたまたま入札の条件がリース額と買い取り両方、条件といいますか、

その札を出してもらったんです、両方とも。買い取りの金額がかなり安かったもんですから、リースで５年借りるよりずっと有利ということで、25年度分についてはリースじゃなく買い取りという結果になりました。

○伊藤委員　こういう事例というか、ほかでもこういう部分というのは安くなる部分というのがあるんですか、買い取りのほうが。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　多分、今リースでやっているものはコピー機、あるいはパソコン、ＯＡ機器が多分多いかと思いますが、多分そのリースというのは、価格に対して分割で買うというか、普通リース期間というのは５年間なんですけれども、競争でかなり、事業者の努力といいますか、かなり落としてくるというところもありますので、ちょっとほかの事例、リースからこう切りかえたという事例を、ちょっと今資料を持っていないんですが、そんなにめったにあることではないと思います。

○伊藤委員　結構です。

○平山委員長　鈴木委員。

○鈴木副委員長　実は私もリースで、同じところで質問しようと思ったので、すみません、関連になってしまいますけれども。

　買い取るのとリースの違いはあると思うんです。何が違うかというところが、そこが１つなんですけれども。買い取ってしまうと、壊れたときは修理費が別途かかってくると思うんですよね。だから、そういったことをトータルで、５年間できちんと計算をされて安くなるというふうな答えを出したんではないかと思うんですけれども、その辺の根拠をご説明いただけますか。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　やはりリースで５年間払うのと一括で買うのと、そういった計算をして、こちらに決めたと。補償等でございますが、故障があった場合。それは保守料という、別なところで契約をしておりますので、そちらで対応できるということで。総合的に考えて、今回の場合は余りにも低かったもんですから、買い取ったほうが有利という判断で、こういった結果になっております。

○平山委員長　鈴木委員。

○鈴木副委員長　トナーとかいろいろあると思うんですけれども、それが逆に値上がりしたら、将来逆に高くなるとかいろいろあるかなとは思ったんですけれども、多分そんなに細かくは説明できないと思うので、この件は終わりにします。

　続いて、消防団員の、231ページの１項１目黒磯消防組合と大田原消防組合のこの減額の関係なんですけれども、対象となる職員数、どちらが何人なのかを教えていただけますか。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　すみません、ちょっと今資料がありませんので、後ほど答弁させていただきます。

○鈴木副委員長　はい、わかりました。では、防火水槽の件で、237ページ、ちょっと聞き逃した点もあるのかもしれないんですけれども、防火水槽、私の近くでも公民館の敷地のところに防火水槽を、具体的には北赤田の公民館の敷地の中に入れるということで、そこの自治会長さんから連絡がもしかしたら行っているかと思うんですが、まず防火水槽を、もちろんそういうところに入れなければならなかった、急にね、ならなかった理由と、それと、自治会の敷地で使っているところなんですけれども、突然、来週防火水槽を入れて工事をやるというようなお話で、突然自分たちの公民館の敷地なのに、いきなり来て、穴掘るよという話だから、そういったことの事業を行うにしても、その辺の段取りというのはどういう形でやられていたんですか。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　まず防火水槽なんですが、まず防火水槽は消火栓がないところを中心に。水利がないところですよね。

あとは、住宅がまずあるところ、住宅があるところにつけないと意味がありませんので。あとは、半径何ｍとかという、そういった決まりをつくりまして、そういった資料今はございませんけれども。先ほど今、鈴木委員さんがおっしゃいました自治公民館の敷地内につくる……

○鈴木副委員長　まず最初は、防火水槽を、何か道路の下にあるものについて、本来はそうした占用許可をとってやって、何かそれを移すというような内容のことを説明があったと思うんですよ。それがちょっとわかりにくかったのが１つと、新規でやるのはその条件があって、何か制度があって、私も全然知らないですけれども、何ｍに１カ所ぐらいは消火栓でやらなければいけないとか、消火栓がとれなければ、防火水槽で対応できるような、そういう整備をしなければいけないという制度の中で、新規で漏れているようなところは、今回やっているのかなというあたりが、ちょっとぼやっと聞こえたもんですから、もう一回説明をしてほしい。

それともう一つの自治会の同意というのは、これは予算とは関係ないんですけれども、つくるに当たって、段取り的にはどうだったのかなということ。突然だったというんで、私のところにおかしいんだよと来たもんですから。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　私、先ほど消火栓の関係は、消火栓と防火水槽がありますけれども、移設のほうは消火栓、道路の中にある消火栓が、その道路工事で消火栓を移設しなければならない。水道管に消火栓がついていますから、あわせて移設するわけですね。今までは水道課の水道管と一緒に移設をしてもらっていたんですね。だけれども、消火栓をつくるには、こういった枠をつくったりといって、やっぱりかなりの、大体40万ぐらいかかるらしいんです。それを今までは水道課で持っていてもらったということ。それを本来の姿、許可を受けているほうが出さなくてはならないということで、本来の姿に戻したということでございます。

それで、防火水槽は多分、委員さんのおっしゃっているやつは、これは西那須野地区でやっていると思いますが、消防団のほうが３つに分かれておりまして、西那須野消防団は西那須署でやっているんですけれども、ただ、無断でとかそういうのは、勝手にそんな、前からもう計画があって、それは地元に協議済みの上で多分行っているとは思うんですが、無断ではやらない。

○鈴木副委員長　すみません、私が言っていたのは、別に後でいいですけれども、防火水槽がなかった敷地に、公民館の敷地に防火水槽が新規にできるということについて、その自治会長のところに連絡があったのは１週間ぐらい前だって言うですよ。しかも、そこの敷地というのは市の敷地だったらしいんですよね。自治会長でも全部敷地が誰のものかと知らなかったんでしょうね。だから、自分で、市の施設なので、いきなりそこを、穴を掘ってやるよと。それは急におかしいんじゃないのというんで、地元の自治会長さんが、幾ら市の施設であっても、自分たちのコミュニティーとして使って、理解を得て使っている場所の中に入れるのに連絡がないというのはどういうことだと、私のところにも言ってきたんですね。

だから、そういった、確かに市の施設だから許可が要る、要らないではないかもしれないけれども、表面上は、そこは通常防火水槽もない、単に、公民館の庭みたいなところですから、普通に。砂

でずっと一体化されている。そこに埋めるのに、何か地元に、ここに防火水槽のふたができるわけですから、工事をそろそろやるんだけれども、前から決まっていたとしても、いきなり工事をやるときに、うちの施設だからやるよと、来週やるからねというのは、段取りとして余りよくないんじゃないかなと。

○君島委員　委員長、いいですか。今、副委員長が言っている部分については、西那須野防火水槽ですから、西那須野支所の中での話なんで、これを総務のほうで答えろといっても、総務では答えようがない話なんで、これはあすの西那須野支所のところでやっていただきたいと思いますが。

○鈴木副委員長　了解しました。そうしてください。結構です。

○平山委員長　よろしいですか。

それでは、会議の途中ですけれども、昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後　零時０３分

再開　午後　零時５８分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの続きから。

課長。

○赤井総務課長　先ほどの鈴木委員さんの広域消防の職員数なんですが、大田原地区広域消防が全部で171名でございます。

○鈴木副委員長　質問の仕方としては、那須塩原市が面倒を見ている職員数というんですかね。大田原広域全部……

○赤井総務課長　大田原広域消防が今申し上げました171名でございます。黒磯那須消防組合が147名、合計で318名となります。

○鈴木副委員長　もうちょっと具体的に聞くと、さっき東日本災害で減額で、2,000万とか3,000万とか出たと思うんですよ。それは、そうするとあの金額というのは、今言った職員というのは、大田原広域全体の職員の数でしょう。あの金額というのは、大田原広域職員の全体の減額の数ですか。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　そうです。

○鈴木副委員長　今の考え方でよろしいんですね。

○赤井総務課長　はい。

先ほど言った金額は、大田原広域消防組合の職員の減額です。

○鈴木副委員長　それがここに出てきているということで理解していいですね。

○赤井総務課長　先ほど申し上げました職員人件費の減が1,935万4,000円でございます。

○鈴木副委員長　整理するためにすみません。黒磯消防と大田原で減額、大田原が2,000万ぐらいだった気がしますけど、黒磯消防が3,000万ぐらいだったと思うんですけれども、その減額というのは組合全体の金額で、この那須塩原のエリア分、分配金の減額というわけではないんですね、分担の中の。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　そこの広域消防組合全体の減額でございます。

蛇足でございますが、黒磯那須消防組合が3,100万からの減で、大田原が1,900万からの減になっておりますが、その差額は、大田原広域消防では、25年７月から地域手当というものが３％出しております。約1,400万からの地域手当、補正でやっておりますが、その差で3,100万と2,000万という差になっておりますので。

○鈴木副委員長　大丈夫です。ありがとうございま

す。

○平山委員長　そのほか質疑ございませんか。

山本委員。

○山本委員　先ほど別立てのこの１枚の給与科目別集計表の説明をしていただいた中でなんですが、手当の中で、時間外手当はふえているという説明だったんですね。毎年ふえることが多かったりするんですが、この時間外手当のふえることがいいことだとは思っていないんですけれども、この辺についての、ふえていくということの仕事の量と、どういうふうなことでこの時間外手当がふえていっているのかというようなことの説明、それからどういう考え方で時間外をしているのか。よく私は聞くんですけれども、毎年ふえているような気がして。

どういう仕事が、つまり仕事がどうしても多過ぎるんだったら、人を減らすことを考え直さなければいけないと思うんですね。時間外というのは、やっぱり働く人の、いっぱい働けばいいというもんではないと思いますし、お金をあげればいいというもんでもないと思いますし。そういうふうに考えると、この時間外というのは余りふえてはいけないものではないか。本来は仕事の時間の中できちんとやるべきことをやるのが当たり前なんだと思うので。これの時間外手当がふえていくということの背景とか理由とか、どういうふうに考えているのかということの説明をお願いしたいと思います。

○平山委員長　課長。

○赤井総務課長　ふえていくというのは、計画的な事務執行ができないとか、あとは業務の平準化といいますか、スケジュール管理ではありませんけれども、勤務時間８時半から17時15分の間に終わらせるというのが基本なんですけれども、どうしても突発的な仕事も出てまいりますし、あるいは出張で出かけるとか、そういうこともありますし。ふえることは余りよくないんですけれども、残念ながら年々ふえている傾向にあります。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　民間ではないので、比較をしてはいけないので、比較はしないですが、例えば考え方によっては、これ多分課長あたりが許可をするんですよね、課長の許可だと思うんですけれども。

本来評価ということを考えると、残業がなくてやるべきことをやるのが、やっぱり管理職の評価になっていくと思うんですね、私は。そもそもが残業をやらなければこなせないような仕事をその課に与えているとしたら、それは最初の計画がまずいんだと思うんですね。突発的なものはともかくですが、突発的なものが毎日毎日起きているとは考えられないし。でも、ここら辺を９時に通ると電気はこうこうとついていますし、11時に通っても電気がついているというようなことはあります。そういうことを勘案すると土日も出てきている方がいらっしゃると。

土日については、それは別に残業ではないのかもしれないんですけれども、そういうことを考えたときに、市は残業が多いということを管理職の能力が評価の対象にしているのかどうか。どんどん残業をすればいいということではないと思うので、あるいは仕事の量とのバランスのことをどう考えているのか。この際教えていただきたいんですけれども。

○平山委員長　部長、お願いします。

○和久総務部長　確かに残業がないというのが理想的な形であるということはもちろん認識しているところでありまして、毎年、毎年度ですかね、年度初め、６月ごろになってしまいますけれども、部長会議において、昨年度の状況はどうだったのか。それをペーパーで示しまして、こういうふう

な状況だから、やはり時間外については縮減というようなことでやってくださいというふうなことはもちろんやっています。

25年度で見ますと、多いのは、財政課、子ども課、教育総務課、商工観光課、学校教育課、そのところが多いんですね。これは大体財政課というのは、季節的なものが非常にあるわけなんです。例えば当初予算の編成時期というのは、かなり12時近くまでやらないと終わらないということがありますし、また子ども課につきましては、いろんな制度改正がここ数年出てきているわけでありまして、そういうふうな対応というようなところでも、やはり人的に厳しいところがあって残業。また、窓口を持っているところについては、昼間窓口業務をやって、それから内部をすると、やはり時間外をかけてやらないとなかなかできないというふうなところがありますんで。

そんなところで、確かに人をふやしたいというふうなところはあるんですけれども、季節的なところ、あるいはそういうふうな突発的というか、社会情勢の変化によって、そこは乗り越えていかなくてはならないところがあるんだろうというふうに思っています。

ただ、余りにも個人的に、１人の人が毎月100時間やっているとか、そういったものはおかしいだろうというふうなことで、そういったものについては、やはり健康上の問題もありますんで、それは十分管理監督者である課長、部長については注意してくださいというようなことをやっていると。

また、各担当、係等については、どうしたらそれが改善できるのか、そういったものも計画書を上げてもらったりというふうなことをやっていると。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　そうしますと、先日ちょっと見せていただいた中で、職員が七百何名で、臨時の職員が600名ぐらい多分いたと思うんです。保育士さんは除くとしても、単純なというか、普通の事務の臨時さんも結構たくさんいるんですけれども、そういう人たちを雇うのは、自分たちが、単純作業は、パソコンに入力するとか何か集計するとかというのは臨時さんにやってもらって、職員は本来の仕事をしようということで多分臨時職員を経費の中から出して雇っていると思うんですが、それでも、やはりこんなにたくさんの時間外をしなければこなせないんですか。

○平山委員長　部長。

○和久総務部長　確かに単純作業はどんどん委託なり、あるいは臨時さんにお任せして、正規の職員というのは、そういった業務ではなくて、考える仕事、そういったものに力を注いでいくというふうな形にしないと、本当に不効率なことになってしまいますんで、できるだけそういうふうな形、方向でやっていくというふうなことでなっているはずなんですね。

やはりそうはいっても、臨時さんなりではできない仕事があるんですね。先ほど言いました企画する部門といいますか、どこの部署でもそういった部分はあるわけなんで、そこについては、１人例えば産休で休んだんだけれども、ただ臨時さんが１人替わりに来ればそれはいいというところばかりではないんですね。あるいは業務が単純作業があって、そっちは頼んでいるんだけれども、やっぱりここの部分は正規の職員じゃなければできないよねというふうなところもありますし。

ですから、そこら辺については、精査して、必要なところには職員を回すというようなことを定期異動なり、本当に非常時であればそれに対応した人事異動というのもやっていかなくてはならな

いだろうし、そういうふうにやっているというような現状になります。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　比べることもできないですし、一人一人の仕事がどういうふうにやっているのかも、何とも言えないところがありますし、残業しないようにと言ったとしても、課長が許可をしていれば、それはしていいことになっているわけですから、11時になって電気がついているのも、仕事があるんだなと思うしかないんですけれども、それでもここずっとともかく残業は少なくないし、中には特定なところの特定な人だけが非常に多い残業をしているところも毎年聞いているとあるように思うんですね。

　そういうことを考えると、基本は、お金はともかくとして、残業、残業ということであれば、本当に人間が24時間、寝る時間以外仕事していることで効率よく１週間働けるかということにもなるし。臨時さんもいるし、私からすれば、恵まれた部分もある市役所の仕事の仕方というか、その中で、やはりこれは、ことしはことしで仕方がないと思うんですが、全体で効率をよく仕事をするにはどうすればいいかということは、しっかりと考えていただきたいということで。余り納得しないんですけれども、この程度にします。

○平山委員長　ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　私、１つだけちょっといいですか。

○鈴木副委員長　委員長。

○平山委員長　すみません、52ページなんですけれども、防災対策推進費、70事業の中で、この前すばらしい防災マップができ上がりました。それで私もいただいたんですが。各地域別につくっていただいて、こんな立派なすばらしい紙質で、高額なお金で、先ほどのあれですと５万5,000部でしたか、市内大体各世帯に手元に行っているんですけれども。

　ちょっとすばらしい内容ですけれども、何ていうかな、費用対効果といっては何ですけれども、これは両面になっているんですよね、片方に皆さんの家庭にもちろんお配りされているんですが、例えばこの西那須野地区ですね。これを両面ということなんで、前の平成18年度につくった指定避難所のあれは、後ろが真っ白で、べたっとこういうふうに壁に張って、いろいろできたんですね。今回はこういうふうに、ちょっと紙もかなり仕様が大きいですし、一応後ろが地図と、左側にこういう各防災拠点の一覧とか出ているわけなんですね、心得10カ条とか。

　表は間に合うでしょうけれども、これで確かに使い勝手というか、各家庭から、たまたま友達なんかが、すばらしい紙質ですごいのができたんだけれども、これを例えば１枚壁にもしか張って使うとしたら、裏側が見えないというか。だから、これをつくるときに、例えばちょっとこれを冊子風に、ちょっと何かのときにあそこにいつも置いてあって、ぱっと取り出して見られるとか、持ち歩くというか、そんなような、今はあれですけれども、そのような意見は出なかったのかなと思って、ちょっと聞きたいと思います。

○鈴木副委員長　課長。

○赤井総務課長　今のところそういった意見は聞いておりません。

　それも壁に張るようなやつというんじゃなくて、どちらかというと防災グッズといいますか、いろんな入れているやつと一緒にしておいてもらえればというような意味合いで。

○平山委員長　そういう意味合いでね。なるほどね。そうでしたか。じゃ、いいです。

　すみません、そのほかありますか。ありません

か。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第１号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――◇―――――――――

◎その他

○平山委員長　総務課所管の審査事項は以上となりますが、次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木副委員長　（職員数の推移について）

○平山委員長　ほかにございませんか。

藤村委員。

○藤村委員　（原発事故を想定した防災訓練について）

○平山委員長　そのほかございませんか。

山本委員。

○山本委員　（防災センター倉庫について）

○平山委員長　そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、総務課の皆様から何かございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　総務課所管の審査事項は以上となります。

ないようですので、総務課の審査を終了いたします。大変お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩　午後　１時２５分

再開　午後　１時２７分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――◇―――――――――

◎放射能対策課の審査

○平山委員長　放射能対策課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡潔にお願いいたします。

―――――――――◇―――――――――

◎議案第５０号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　今回、放射能対策課については、総務委員会に対する付託案件がございませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

芳賀課長、よろしくお願いします。

○芳賀放射能対策課長　（議案第50号について説

明。）

○平山委員長　説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。ございませんか。

山本委員。

○山本委員　これは40万円で何を、どんなものを幾つ買って、どこに置いてあるんですか。

○芳賀放射能対策課長　ＧＭサーベイメーターと申しまして、今まで使用してきたものはＮＡｉシンチレーションサーベイメーターということで、空間放射線量をはかるものだったんですが、これにつきましては、表面汚染、例えば壁ですとか衣服ですとか、そういったものとか、面的なものについてどのように汚染されているかということを測定する機械でございます。これを１台購入したいというふうに考えております。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　それは何にどこでどういうふうに使って、今まではなかったと思うんですが、こんな大きなものなのか、それは何に使うんですか。

○芳賀放射能対策課長　今までは委託業者のほうで数台持っていまして、各住宅除染の際に、除染結果の中で空間放射線量で測定した場合には、除染作業を行っても、周りの影響を受けて、その部分が具体的にどの程度下がったのかという除染作業の個別の結果というのがあらわれにくいもんですから、それの成果をはっきりさせるということで、購入したいというふうに考えております。

大きさにつきましては、現在使っているシンチレーションのサーベイメーターとほぼ同じ大きさでございます。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　そうしますと、今まで業者が持っていたということは、業者が除染するわけだから、わかっていたんだと思うんですが、それを市が独自で持つということは、業者ではかったもの以外にはかるということですか。

○芳賀放射能対策課長　今後ですね、今年度いっぱいで住宅除染のほうが完了するということもございますので、来年度以降も除染作業も考えてございますので、そういった中で必要になってくるかと思います。

○平山委員長　よろしいですか。

○山本委員　はい。

○平山委員長　ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第50号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それでは、ここで決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

芳賀課長、よろしくお願いします。

○芳賀放射能対策課長　（認定第１号について説

明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第１号　平成25年度那須塩原一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議ないものと認めます。

よって、認定第１号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

放射能対策課所管の審査事項は以上となります。

―――――――――――◇―――――――――――

◎その他

○平山委員長　次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

山本委員。

○山本委員　（住宅除染作業の進捗について）

○平山委員長　放射能対策課の皆様のほうからその他で何かございますか。ありませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、ないようですので、放射能対策課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩　午後　１時４２分

再開　午後　１時４４分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――◇―――――――――――

◎財政課の審査

○平山委員長　財政課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第５０号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　今回財政課については、常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

八木澤課長。

○八木澤財政課長　（議案第50号について説明）

○平山委員長　ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ございませんか。

山本委員。

○山本委員　先ほど市の職員の仕事というのは、窓口とか単純なものじゃなくて、市のいろんなもの

を企画していくとかという話があったんですが、こういう総合管理計画を業務委託するということですが、業務委託することがすごくふえていると思うんですね、いろんなもの、計画とか。その辺のところを市の職員の専門性を使ってやるものと、何か外に出して業務委託をするところと、その辺と、単純作業というんでしょうかね、臨時でもできるようなものとの、そこら辺はどういうふうな線引きをしているのでしょうか。ちょっと、いつも思うことなんです。説明をお願いします。

○平山委員長　課長。

○八木澤財政課長　今回のこの総合管理計画の中で言いますと、先進自治体では、この計画を進めているところだと、専門のプロジェクトチームというか、所管をつくって、大体四、五人でやっていますね。そういう中で取り組んでいるところが直営で何とかできるのかなという認識を持っております。

　私どものほうは、なるべく現状プラスアルファの体制の中でやろうと思っておりまして、そういう中で、これのベースになるのが固定資産台帳の整備というのがあるんですが、いわゆる市の土地、建物、それからインフラ、道路とかトンネルとか橋とか、全てのものを全て評価して、耐用年数をきちっと捉えて、その中にはもちろん登記簿のところからチェックをして、そういうものも全てやるんですね。これは市の職員がやったんでは物すごい人件費がかかるんじゃないかと思っています。それを専門にやる業者があるんで、まずはそちらが、9,500万のうちの6,000万ぐらいがその台帳整備にかかるんで。

　その台帳をつくることによって、これは財政課のほうの公会計制度、いわゆる水道事業と同じように複式簿記で、全国どこでも、平成29年からやらなくてはならないんですね。そのためにはどうしても固定資産台帳も必要だということで、いわゆる、先ほどその説明はしませんでしたけれども、財政課の公会計制度をやるためにも必要だし、それにプラスアルファすることによって、この総合管理計画もできるということで、その総合管理計画だけの部分を、施設の再編とかそういうのをやるんであれば、企画的なところの職員がいればできるんですが、一番大きいのはその固定資産台帳、全ての市有財産を、インフラも含めて調査して、きちっと評価する。これが委託しないとできないというふうに考えております。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　そうすると、那須塩原市決算書の最後に財産といつもついていますよね、調書と。この財産の調書というのは、全くそういう、つまり市で持っているものの調書ですよね。いつかこの物品を聞いたときに、積み上げているだけだ、足して引いているだけだというふうに答えてちょっとびっくりして、それ以上は聞かなかったんですけれども。つまりここに書いてある、結構数字が書いてありますよね。こういうものに関しては、これでは全くだめで、こういうものではなくて、もっともっと何かお金に換算したり、詳しくやるには市の職員ではできないということなんですね。

○平山委員長　課長。

○八木澤財政課長　いわゆる総務省のほうから従前の、今やっているやり方については、健全化の指標とかの算出の仕方も含めまして、総務省で開発した、改訂モデル版というのがあるんですが、それを使っている自治体が全国で大体８割方がその方法を使っています。それは今の仕組みなんです。ですから、今の仕組みが、これからやろうとしているものに対してはきちっとした評価ではないんですが、国が認めているやり方で、全国、それも８割ぐらいがやっているやり方を今までやってお

りますので、それはそれでよかったなと思います。

ただ、今度は逆に国が平成29年からは全て複式簿記を使った、いわゆる現金の出し入れだけじゃだめなんだよと。これからは資産と負債と、それをきちっと全て把握して、そしてそれをほかの一部事務組合とか、そういったところも将来的には含めてきちっとやっていく。これ全国でやりなさいということでこれから来ますので、それに対して、じゃ、適切に評価するのは、職員ができないことはないでしょうけれども、物すごい人と時間がかかるということなんで、専門の業者のほうがいいのかなという判断でございます。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　その他なんであれなんですが、市の職員はかつてはいろいろ同じところにいると不都合があるということで、くるくる変わっていって、何でもできるということになっていると思うんですが、そういうふうに、ここだけじゃなくて、観光に関してでも、都市計画に関してでも、定住促進に関しても、何でも専門的なものは国のほうに伺って、そこに何ていうんですかね、外に委託するという形をとりつつあるような気がするんですが、もうこの辺で、国がそうやっていろいろなものを出してくるんであれば、市のほうで専門的な職員を、例えば20人、30人雇うんであれば、少し育てるということで、そういう人を雇うなりして、少し独自に自分たちでできるような市の方針をつくっていったほうが、市の職員も、だんだん市がいい市になっていくんではないかなというふうに思うんですが。

今のやり方を見ていると、何でもちょっと難しいことは委託、ちょっとわからないことはどこかに出すというようなふうに見えるんですけれども。だから、じゃ、職員は何をやるのというふうな感じがするので、その辺は、今後のことではあるとは思うんですけれども、市庁舎も新しくなるんであれば、中身も少し専門的なものをきちんとできるような、そういうふうにしてほしいなという、すみません、要望なんですが。

○平山委員長　玉野委員。

○玉野委員　この金額も金額ですけれども、内容が相当すばらしいものになるということは、やっぱり複式簿記で見ていくというのはすごく大事だと思うんですね。

そのときに、総合管理計画以上に台帳、インフラ、その中で台帳に載せる市の資産ですね。それはそういうプロジェクトチームに、当然でしょうけれども、５年たった、10年たったという中の減価償却したものを載せていくとかですよね。

〔「はい」と言う人あり〕

○玉野委員　やっぱりその今の時点で、資産であるけれども、もう５年で負債になっていくということはつかまえるべきだと思いますね。じゃ、それはどうなっているのかというのは多分見えないと思うんで、その５年後、10年後、資産であり続けるのか、手を加えなければ負債になっていってしまうというのは、やっぱりつかまえておくべきだと思いますね。

これ予算というんか、通ればもうすぐにオーダーするというか。

○平山委員長　課長。

○八木澤財政課長　９月議会で通れば、早速準備をしまして、早ければ12月ぐらいまでに業者を決められればと。プロポーザルを考えているんですけれども、年明けから打ち合わせをして、固定資産の台帳を整備するだけで約１年間かかるという、そういうことなもんですから、なるべく早くやっていきたいと。３年間というふうにちょっと限られているもんですから、交付税措置されるのがですね。そのものもありますので、なるべく早くや

っていきたいと、そういうことでございます。

○平山委員長　玉野委員。

○玉野委員　そのなるべく早いという中で、３年間という中で、１年間を既に台帳調べるだけ。ということは、２年ぐらいで、アバウトだけれども、見えるようにはなるんですか。

○平山委員長　課長。

○八木澤財政課長　いわゆる大きな流れでいいますと、その台帳整備されることによって、全ての公共施設が見える化されます。これがいつつくって、あとどのぐらいもつのか。現在資産価値はどのぐらいあるのか。どの辺のときに大規模改修をしなくてはならないかとか、そういうのを全て白書という形で、大体ほかのところで出しているのもどれぐらいあるんですが、白書という形で全ての施設が出ます。それを普通のところは40年のスパンの中で、また４等分して10年ごとの中で、その計画とあわせてやっているところが多いんですけれども、その白書をまずつくって、白書を市民に広くお知らせして、そして結局人口がこれだけ減っていく中で、今12万近い人が使っているものがあるけれども、例えば10万になったときにそのまま維持できるのか、そういう財政シミュレーションも全て網羅して、市民にそこから考えてもらうというか、アンケートもとって。そして、最終的には再配置ですね、将来的な再配置。ここを更新するのかやめるのか、統合するのか、そういったこともその中で将来的には決めていくというような仕組みになる計画というのを国から要請されているということです。

　以上です。

○平山委員長　玉野委員。

○玉野委員　今の白書ということが出ましたけれども、その前のタイトルはどんなイメージがあるのかと同時に、こういうものができてくると、市民が読めるということですよね。より以上市民が参加できる。私はこう思っているんだけれども、だけじゃなくて、経過年でこれだけなったから、将来はこうだということが、執行部と市民が持てるんで、こういうのはやるべきだと思うんですね。

　その今の白書の何か、何とか白書というのはあるんですか。

○平山委員長　課長。

○八木澤財政課長　多分ことしの３月議会のころだと思うんですが、企画のほうから公共施設等の有効活用という冊子配りましたよね。基本的には、構成はあれと同じです。あれです。ただ、あれはですね、母体として固定資産がきちんと評価してやっているわけじゃないんですよね。今あるやつを担当から、どのぐらいの面積あるんだとか、いつつくっただとかというやつを取りまとめてつくっているものですけれども、今回、国から要請されているのは、先ほどから言っている資産と負債をきちっと把握して、それもインフラまで。道路とかそういうのが、あれはないですから、トンネルとか橋とか。そういうのも含めて全て、もう評価して、それでもう一度つくりなさいと。でき方は配られたものと基本的には同じです。

○平山委員長　よろしいですか。

○玉野委員　ぜひやってもらいたい。

○平山委員長　君島委員。

○君島委員　これ今、議案第50号ですよね。

○平山委員長　そうですね。

○君島委員　これ今説明ありました債務負担行為ですが、これは今回の補正では予算額が上がってきていないように思えるんですが、説明もなかったような気がするんですが、これは、今、課長のほうでは12月ぐらいに発注したいような話が、プロポーザルで発注したいような話があったんですが、６月か当初にこれ予算にのっているんですか。

○平山委員長　課長。

○八木澤財政課長　ちょっと説明が下手ですみません。予算を支出するのは、今考えているのは、26年はゼロで、27年度と28年度でこの9,500万というのを考えております。ですから、業者は早ければ12月ぐらいには決めたいという話をしましたけれども、それで１月からはそちらと進め方についての打ち合わせということで、具体的に作業が入るのが多分来年の４月以降になるのかなというふうに考えております。

　そういう中で、予算には26年度は必要ありませんので、債務負担行為は３年間の合計額だけ決めさせてもらって、その範囲の中で入札して決めたいということです。

○平山委員長　君島委員。

○君島委員　そうすると、手続上の問題なんですけれども、支出負担行為というのが27年度の支出負担行為になるという形ですよね。そうすると、契約そのものも27年度中という形になってくるんですか。それとも契約の段階で支出負担行為が起きてくるんじゃないかと思うんですが、その辺の手続はどうなんでしょうか。

○平山委員長　課長。

○八木澤財政課長　契約は26年度の中で結びたいんで、この債務負担行為の期間は平成26年度から28年度までの３カ年という形で設定させていただきたいということになります。

○君島委員　支払いについてだけを……

○八木澤財政課長　支払いについては、27、28年度です。

○君島委員　27、28で支払うという形。わかりました。

○平山委員長　よろしいですか。

○君島委員　はい。

○平山委員長　他に質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

　討論ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので、採決いたします。

　議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

　よって、議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――◇―――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それでは、ここで決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

　まず、認定第１号　平成25年度那須塩原一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

　執行部の説明を求めます。

　八木澤課長、お願いします。

○八木澤財政課長　（認定第１号について説明）

○平山委員長　ありがとうございました。

　説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

　山本委員。

○山本委員　幾つかあるんで、じゃ、１つずついきます。

　10ページの行政財産使用料の庁舎使用料の中で、足銀などの使用料だという説明があったんですが、５階の食堂についての使用料は幾らだったかとい

うことと、ことしそれが終わってしまった、その辺のところで説明をお願いします。

○平山委員長　財政課長補佐。

○相馬財政課長補佐　５階の食堂、青空カフェにつきましては、有限会社遊山に貸し付けをしておりまして、昨年は５万4,043円の収入でございました。

○山本委員　１年で。

○相馬財政課長補佐　はい。大変厳しいところなものですから、売り上げに対するパーセントで、保守料として納入していただいております。

今年度、今休業になっているところにつきましては、８月の下旬になりまして、遊山に言って事業費の相談をして、販売の形態を変えたいということで、２カ月ほど休ませていただきたいということです。今は主にスパゲッティ中心にしていますけれども、今度、そばなどを検討しているということで、その準備と金額のこともありまして、休業させていただいているので、２カ月ぐらいですから、12月ごろには再開したいという話です。より準備も手間もかからないような形でやっていかないと、人件費等もございますので、体制を変えていきたいというふうな話です。一応返すということではなくて、借りていて再開をしたいということでの希望がございました。

以上です。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　そうすると、５階は賃料を１カ月何万と決めているのではなくて、売り上げが10万だったら、それの何%ととかという決め方でやっていて、これからもそういうふうに、今までもそうやっていたということ。

○相馬財政課長補佐　そうですね。

○山本委員　わかりました。

いいですか、続けて。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　73ページ、本庁管理費の中の委託料の中で、先ほど庁舎の設備の保守管理業務を入札で半分になってダウンしたということなんですが、これ半分になったということは、今までが高かったのか、あるいは何か減ったのか、その辺の説明をお願いします。

○平山委員長　どうぞ。

○相馬財政課長補佐　この25年４月から、那須環境技術センターが落札しましたけれども、今までが高いというよりは、企業努力で低く入札をしたのではないかというふうに考えております。業務内容については仕様書でうたってございますので、それはできるということでの金額ですので、体制などを含めて落札業者のほうで十分な精査の上入札をして落札したと考えております。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　高いより安いほうがいいことは確かだと思うんですけれども、半分になるということは、同じことを頼んでいて半分になるということは、かなりだなと思って見ていたんですけれども。こういうものの保守管理とかという、ソフト面の入札というのは、別に安ければ安いほどいいと、物をつくるときは最低を決めたりしていますよね。このことについてはそういうものもなく、ともかく安いところに頼んで、そこが今までと同じようにやっていればそれでいいという考え方なんですか。

それと、何か問題はなかったんですか、去年１年。

○平山委員長　課長。

○八木澤財政課長　今、補佐のほうからも話ししたように、業務の内容を仕様書として明記しておりますので、それは最低限やっていただくという中の理解のもとに入札して、落札したわけですので、

それはきちっと、その仕様書にあるものは、こちらも管理しながらやっていただいているという状況です。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　そういう中で、例えば働いている人の賃金の最低賃金みたいなものは明記しているんですか。

○相馬財政課長補佐　私どもの仕様書の中では働いている人の賃金までは明記してございません。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　半分になって、つまり半分になったというのは理由が２つしかなくて、１つは、それまでがとても高かったという、別に物価が下がっているわけでもないですし、物が上がっている中で、あるいは今回とったところが努力をしてというか、したという２つしかないと思うんですね。高過ぎたか安過ぎ。そうすると、そこのところで何が違うかと言えば、多分人件費だろうと思うんですけれども、その辺のところを、もちろん最低以下でやっているとは思わないんですけれども、市役所の中で、つまり公共のところで働いている中で働いている人が、もしかしたら非常に賃金体制が何ていうんですかね、安く抑えることによってこれを安くとっているというようなことに関して、関与しないということに関しては、およそ計算すれば出てくるわけじゃないですか、仕事ってこのくらいであって、何人が働いているということ。その辺のところは、市のほうは安ければいいのだという、やってくれるなら安ければいいのだというふうに考えていると理解していいですね。

○相馬財政課長補佐　これについては24年度中に入札を実施しましたので、そのときの仕様ですので、ここに限度があるとすれば、この後、この時期の契約については28年の３月で切れますので、そのときにまた契約検討、査定、その他を十分しながら、その賃金の最低保障というのも、最近の調査の中でもうたわれていますので、そういう検討も必要だと思いますけれども、多分業務委託全体の中での最低の金額が幾らということの設定がなされるとすれば、そんなところで、そういうものも十分払えるのかと思いますけれども。

　前の業者さんの中での従事をしている方の年齢ですね、働いている方の年齢なども含めて、その企業の中での賃金といいますか、そういうものもいろいろあるかと思いますので、半分程度になったからということで、そこがかなり厳しい賃金内容かどうかというようなことでは、現状の中では、私どものほうでは、執行している中では、そのあたりは関与できないと考えております。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　去年変わったばかりのころには、やはり人もかわってしまったので、これはお掃除とかそういうことをやっていたと思うんですが、最初のころとても、やはりまだ初めてなので、今までは何もなくやっていたことが結構いろんなことがあったというのを聞いております。それは仕方のないことだとは思うんですけれども、例えば今までやっていたところが、特に粗相もなくやっていたとしても、こういうものは入札で、重なってしまうんですが、安ければいいのだと、やってくれればいいのだということでいいんですね。

○相馬財政課長補佐　清掃につきましては、この２つ目の庁舎清掃業務ということで、真田ジャパンがとっていますので、大きく変わったのは一番上の庁舎設備保守管理業務で、こちらは那須環境技術センターに委託していますので、これはこの建物の機械とかの保守管理をしております。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　すみません、もう一つは、次のページの74ページの中で、先ほど有料道路の通行料金を

今まで各課のものを財政課に持ってきたんだということだったんですが、改めてこれは有料道路を使う基準というのがどのようになっているのかについてお知らせいただきたいと思います。

○相馬財政課長補佐　25年度からＥＴＣの共通利用ということで、共通ＥＴＣカード使用基準というのをつくりまして、有料道路を通行するための基準をつくりました。

　その内容は、東京方面、南は栃木インターより南ですね、北は郡山インターより北ということで、そこまでのところは少し出勤時間を早くしながら、向かえば行けるだろうということで、そこより南、あるいは北へ行くときにはＥＴＣを使用するという形になっています。

　あとは、市民の方を業務として例えば宇都宮に何らかの表彰とかを受けるような場合がありますね。緊急措置、できるだけ早く時間で行かなければならないとか、朝早く行かなくてはならないので、特殊な事情の場合には使っていただけるという形にしております。

　あとは、学校で、例えばバスなど使う場合でも、やはり子供たちについては登校と下校の時間なども限られますので、例えば日光であっても、栃木市よりも手前ですけれども、時間的な制約もあるような場合は利用している特別な事情もございますけれども、基本的には栃木南下、郡山以北ということで、使用の基準にしてございます。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　そうすると、これはＥＴＣのカードを、共通のカードがあって、車を使うときはそこに入れるということなんだと思うんですが、公用車は、市内だけ使っている公用車ももちろんあると思うんですが、外に出る公用車についてはＥＴＣの機械ですか、ああいうものを全部備えて、今は使えるようにしてあるという理解でよろしいですか。

○平山委員長　はい、どうぞ。

○相馬財政課長補佐　バス３台についてはＥＴＣの機械がついてございます。あと、管財係が管理しているものについてのＥＴＣについては、２台か３台だったと思うんですけれども、ＥＴＣの機械をつけてございます。最近新しく買ったものはＥＴＣをつけるような形でございますんで。

　あとは、各課所管の中でＥＴＣがついているものもございますけれども、基本は、ＥＴＣがついているもので利用していただくと。どうしてもあいていない場合は、ＥＴＣをインターの窓口に出せば、それで高速を使えるようにもなりますので、空いていなくても使用できる形での使用基準になっています。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　そうすると、ＥＴＣがついていない車を使わなければいけなくて、遠くへ行くときは、その高速道路でお金を払って使うことは許可をしているということで。

○相馬財政課長補佐　そうですね。カードで後で精算できるような形になると思います。

○山本委員　了解です。

○平山委員長　そのほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

　討論ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

　認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第１号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

○平山委員長　財政課所管の審査事項は以上となります。

これで財政課の審査を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時４７分

再開　午後　２時５９分

○平山委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――◇――――――――――――

◎契約検査課の審査

○平山委員長　それでは、契約検査課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　今回契約検査課については、常任委員会及び予算審査特別委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行ってまいります。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

よろしくお願いします。

○塩水契約検査課長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　質疑がないようですので、質疑を終了して討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第１号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

――――――――――――◇――――――――――――

◎その他

○平山委員長　契約検査課所管の審査事項は以上となりますが、その他で委員の皆様から何かございますか。

山本委員。

○山本委員　（業者の指名停止について）

○平山委員長　そのほか。

君島委員。

○君島委員　（入札基準について）

○平山委員長　ほかにございませんか。

次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、契約検査課の皆様のほうからその他で何かございましたら。

〔「ございません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、ないようですので、契約検査課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩　午後　３時０６分

再開　午後　３時０８分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――◇―――――――――――

◎課税課・収税課の審査

○平山委員長　ここまでは１つの課ごとに審査を行ってまいりましたが、課税課と収税課につきましては、決算認定案件の審査のところで関連がありますので、同時に審査することといたします。

それでは、これより課税課と収税課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第６３号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　初めに、議案第63号　那須塩原市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

稲見課長、お願いします。

○稲見課税課長　（議案第63号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございました。

説明が終わりましたので、ここで質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第63号　那須塩原市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第63号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第５０号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それでは、ここで予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

まず議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

なお、説明に当たっては、課税課、収税課の順にお願いいたします。

お願いいたします。

○稲見課税課長　（議案第50号について説明。）

○平山委員長　それでは、説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ございますか。

〔発言する人あり〕

○平山委員長　収税課は補正がありませんので、ただいまの課税課のほうの質疑、ご意見をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第50号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それでは、ここで決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

まず認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長、お願いします。

○稲見課税課長　（認定第１号について説明。）

○八木沢収税課長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　大変ご丁寧にありがとうございました。

説明が終わりましたので、ここで質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ございませんか。

藤村委員。

○藤村委員　すごく基本的なことですみません。

79ページの諸費、還付金、還付加算金とあるんですけれども、これは、先ほどはいろいろ還付金、修正申告とかがあって還付金がある。それで、この加算金というのはどういった内容のものなんですか。本当に基本的なことですみません。

○平山委員長　課長。

○稲見課税課長　還付加算金は、お金を納めてから返すまでの期間が長いと、その率がありまして、7.3%から、今1.9%、その年によって若干違うんですが、短ければ発生しないんですけれども、納めた翌日から期間が長いと、その金額が多くなってしまうんですね。短いと発生しないということになっていきますので、ケース・バイ・ケースになってしまうんですけれども、今うちの場合に、最長20年返せる規則がございます。ですから、金額にもよりますが、7.3から、ことしですと1.9%という率によって返す、振り込むその日まで、納めた翌日からお金を振り込む日までの間の期間の利息を払うというふうになっています。ですから、期間が短ければ、計算して出ないということになるんですが、一応そんな形で、金額が定まっていないと、幾ら振り込む、幾ら返す期間があるかによって金額が違ってしまうもんですから。法律上そういうことで、期間が長い方について、あと金額が大きい方ですね。そういう方については、その加算金が大きく出てしまうというふうになってございます。

○平山委員長　大丈夫ですか。

○藤村委員　はい。

○平山委員長　ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第１号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

10分休憩といたします。

休憩　午後　４時３４分

再開　午後　４時４３分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◎認定第２号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　次に、認定第２号　平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

稲見課長、お願いいたします。

○稲見課税課長　（認定第２号について説明。）

○八木沢収税課長　（認定第２号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第２号　平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第２号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◎認定第３号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　次に、認定第３号　平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

お願いいたします、課長。

○八木沢収税課長　（認定第３号について説明。）

○稲見課税課長　（認定第３号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

山本委員。

○山本委員　335ページで、先ほど特別徴収が79.1％で普通徴収が20.9％だという説明だったん

ですけれども、これ普通徴収の人というのは年金をもらっていないというふうに理解するんでしょうか。

○稲見課税課長　年金収入18万以上ある方が年金から引けるというふうになっていまして、75歳以上の人ですと、普通年金から入ってくるので、約８割の方が入ってきていますが、２割の方は普通徴収ということで、もらっていない、年金から引けない方は普通徴収、それから、途中から加入する方もいらっしゃいますんで、年によってですね。そういう方もいらっしゃいますんで、最初から全部年金から引くということではなくて、国保だった方から、今度後期高齢に変わるという方もいらっしゃいますので、若干そちらもいると。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　そうすると、338ページのこの徴収のことに係っている表については、この普通徴収の２割だから、2,400人分についての表だというふうでいいんですか。

○稲見課税課長　338ページですか。

○山本委員　338ページに徴収事務とありますよね。督促を、だから出したりしていますよね。そこに係る数というのは、つまり普通徴収をしている人のおよそ２割だから、2,400人分についての督促だということの理解でいいですかということです。

○平山委員長　課長。

○八木沢収税課長　この督促については、当然普通徴収で納期限がそれぞれ決まっていますんで、８期までありますから、それの納期を過ぎた人に対して督促するという状況です。

○山本委員　了解です。

○平山委員長　ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第３号　平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第３号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◎認定第４号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　次に、認定第４号　平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長、お願いします。

○稲見課税課長　（認定第４号について説明。）

○八木沢収税課長　（認定第４号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑、ご意見をお受けいたします。

玉野委員。

○玉野委員　ちょっと知りたいんですけれども、351ページ、賦課徴収費の真ん中に催告書発送状況、集合催告書、これは特別会計も一般会計も６回から５回になったという背景、実質、６を５にしたということの、その背景を。

○八木沢収税課長　一応予定としては６回予定していたわけなんですけれども、３月の例年出してい

る催告書があるんですけれども、確定申告時期と重なるということがありまして、この集合催告ではなくて、徴収担当15名いるんですけれども、それぞれ地区担当を持っております。その個人ごとの催告に切りかえまして、３月も含め４、５月の出納閉鎖期間を合わせた形で、個人による、地区担当による催告書に切りかえたという状況で集合催告は１回減という形になっております。

以上です。

○平山委員長　よろしいですか。

○玉野委員　はい。

○平山委員長　ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第４号　平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第４号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

――――――――――――――――◇――――――――――――――――

◎その他

○平山委員長　課税課及び収税課所管の審査事項は以上となりますが、次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

藤村委員。

○藤村委員　（市民税の特別徴収への移行について）

○平山委員長　玉野委員。

○玉野委員　（特別徴収の市民税滞納について）

○平山委員長　よろしいですか。

その他で何かございますか、よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、ないようですので、課税課と収税課の審査を終了いたします。

長時間にわたりありがとうございました。

――――――――――――――――◇――――――――――――――――

◎散会の宣告

○平山委員長　本日はこれをもって散会いたします。

散会　午後　５時２１分

総務企画常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第一分科会）

平成２６年９月１９日（金曜日）午前１０時００分開会

出席委員（６名）

委員長	平山啓子君	副委員長	鈴木伸彦君
委員	藤村由美子君	委員	伊藤豊美君
委員	君島一郎君	委員	山本はるひ君

欠席委員（１名）

委員	玉野宏君

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長	片桐計幸君	企画情報課長	佐藤章君
企画情報課参事監	古内貢君	企画情報課参事監	斉藤一太君
企画情報課長補佐	鹿野伸二君	企画政策係長	高久修君
情報管理係長	相樂尚志君	シティプロモーション室長	粟野誠一君
シティプロモーション室主査	浅賀亜紀子君	秘書課長	菊池敏雄君
秘書課長補佐兼秘書係長	磯真君	広報広聴係長	福田真二君
市民協働推進課長	郡司悟君	市民協働推進課長補佐兼男女共同参画係長	鏑木寛子君
市民協働推進課統計係長	織田康君	協働のまちづくり室長	室井啓二君
市民協働担当副主幹	佐藤知子君	自治振興担当副主幹	鈴木正宏君
西那須野支所長	熊田一雄君	総務税務課長	沼野井隆君
総務税務課長補佐兼税務係長	齋藤保幸君	総務係長	間彦望君

市民福祉課長	飯塚一郎君	市民福祉課長補佐兼市民戸籍係長	高久幸代君
福祉係長	道音正夫君	国保年金係長	亀田祐子君
生活環境係長	平山正人君	産業観光建設課長	秋元孝夫君
産業観光建設課長補佐兼農林係長	阿見浩二君	商工観光係長	渡邉静雄君
建設係長	鈴木隆行君		
会計管理者兼会計課長	大島厚子君	会計課長補佐兼歳入係長	室井富美子君
歳出係長	後藤明美君	選管事務局長	阿美豊君
選管事務局長補佐	秋元武志君	選挙係長	阪本和人君
監査事務局長	阿美豊君	監査事務局長補佐兼監査係長	秋元武志君
固定資産委員会書記	阿美豊君	固定資産委員会書記	秋元武志君
固定資産委員会書記	阪本和人君	公平委員会書記長	阿美豊君
公平委員会書記	秋元武志君	公平委員会書記	阪本和人君
議会事務局長	阿久津誠君	議事課長	臼井一之君
庶務係長	田野恵子君		

出席議会事務局職員

書記　小池雅之君

議事日程

１．開　会

２．委員長挨拶

３．審査事項

〔西那須野支所〕

・西那須野支所長挨拶

〔総務税務課〕

予算審査

・議案第５０号　平成２６年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）

決算審査

・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔市民福祉課〕

予算審査
・議案第５０号　平成２６年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）
決算審査
・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔産業観光建設課〕
予算審査
・議案第５０号　平成２６年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）
決算審査
・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔企画部〕
・企画部長挨拶
〔企画情報課〕
・議案第６８号　那須地区広域行政事務組合規約の変更について
予算審査
・議案第５０号　平成２６年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）
決算審査
・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔秘書課〕
決算審査
・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔市民協働推進課〕
予算審査
・議案第５０号　平成２６年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）
決算審査
・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局〕
・選管・監査事務局長挨拶
決算審査
・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔会計課〕
・会計管理者挨拶
決算審査
・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔議会事務局〕
・議会事務局長挨拶
決算審査

・認定第　１号　平成２５年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔陳情〕

・陳情第　６号　集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情

・陳情第　７号　集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情

４．その他

５．閉会

開会　午前１０時００分

◎開会及び開議の宣告

○平山委員長　皆様、おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は６名でございます。

玉野委員より、本日欠席する旨の届け出がありました。

参考までに申し上げますが、本日の出席委員は６名ですので、過半数は４となります。採決の際に、可否いずれも表決数が４に満たない場合は、当委員会の審議結果としては、可否いずれにもいたらなかったものとして報告することとなりますので、ご承知おきたいと思います。

また、本日は、議会基本条例第７条により、会議の会議は公開を原則としております。

当常任委員会の傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び、先例に基づきこれを許可いたします。

改めまして、本日は、西那須野支所の皆様、大変ご苦労さまでございます。

いよいよ稲刈りのすばらしい季節になってまいりました。きょう皆様方の力を、本当にご協力いただきながらスムーズに当委員会を進めていきたいと思います。

本日は西那須野支所から審査を開始し、企画部、選管・監査事務局、会計課、議会事務局の審査を行います。

また、議案の審査が終了した後、２件の陳情審査を行いたいと思います。

本日も慎重なる審査をお願いいたしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

座らせていただきます。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎西那須野支所の審査

○平山委員長　それでは、西那須野支所の審査に入ります。審査に先立ちまして、熊田支所長からご挨拶をお願いいたします。

○熊田西那須野支所長　（挨拶。）

○平山委員長　ありがとうございました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎総務税務課の審査

○平山委員長　それでは、総務税務課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

今回、総務税務課につきましては、常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎議案第５０号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

沼野井課長。

○沼野井総務税務課長　（議案第50号について説明。）

○平山委員長　説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　質疑がないようですので、質疑等を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第50号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

――――――――――――◇――――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それでは、ここで決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

沼野井課長。

○沼野井総務税務課長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

藤村委員。

○藤村委員　75ページの総務費、西那須野支所庁舎管理費の中で、修繕料としてヒートポンプの修繕にかなりの金額がかかっているようなんですが、このヒートポンプは何年製のものなんでしょうか、ガス漏れと書いてありますが。

○平山委員長　課長、お願いします。

○沼野井総務税務課長　西那須野庁舎、平成元年の10月に開庁しておりますが、平成元年につくられたそのものでございまして、このヒートポンプチラーというのは、庁舎の冷暖房用に使うための水を冷やしたり温めたりするためのものでございます。

１号機から３号機までありまして、その中の３号機が結構故障しているということで、それにかかった費用ということになります。

○平山委員長　はい。

○藤村委員　１号機もやっぱり修繕されていますね。これ、ナンバー１もガス漏れ修繕、ナンバー３もガス漏れ修繕ということなんですけれども、ガス漏れが実際に起きたということでしょうか。

○沼野井総務税務課長　実際にガス漏れというか、要するに性能が落ちたということで、調べた結果、ガスが足らないということで、それを修繕したということになります。

○平山委員長　よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木副委員長　53ページの１項１目の防災対策推進費の中で、702事業の中で質疑させていただきます。28地区のうち、今25地区は、組織ができているということですけれども、残り３地区はどこかということと、あと、全部できれば自主防災組織結成事業の30万円はもういらなくなるんではないかと思うんですけれども、それはそれとして、運営費というのは毎年２万円ずつ支払うようになっていると思うんですよね。このできたところは、運営が備品を買って、そのままというわけにいかないでしょうし、運営自体がどのように、防災費が使われている状態ですので、うまくいっているか、その辺のあたりの現状をわかればご説明願います。

○平山委員長　課長。

○沼野井総務税務課長　西那須野自治会が28地区ありまして、そのうち25地区結成されているということで、今３地区残っておるということでございますが、３地区につきましては、三区町、それから西赤田、東赤田。この中で、今現在、西赤田はもう出てきておりますので、まだ２地区が。東赤田につきましても、一応、出すようにということで催促はしているんですけれども、そのうち出てくるんじゃないかと思います。ちょっとわからないのが三区だけなんです。

この自主防災のその結成事業補助金、こちらにつきましては１団体３万円という、育成ではなくて結成のほうなんです。

○鈴木副委員長　運営費のほう。

○沼野井総務税務課長　運営費、はい、失礼しました。

運営費のほうにつきましては２万円ということで、こちらにつきましては各自治会のほうで自主的にやっている防災訓練ですね。炊き出しやったり、あとは救急救命法とかそういう研修会をやったりとか、そういう事業に対して２万円を補助しているということになります。

○鈴木副委員長　私が質問したのは、今言ったところまでは私は理解しているので、具体的に、じゃその辺どのような活動報告を受けているかということです。

○平山委員長　課長。

○沼野井総務税務課長　25年度につきましては、それぞれ13地区でやっておるんですけれども、活動報告が出てきた団体名は。

○鈴木副委員長　そうじゃなくて、２万円出しているわけですね、運営費を。だから、きちんと運営されているべきだろうと。どのような内容の運営が報告されているかということです。

○沼野井総務税務課長　主に救急救命の講習会、それから防火の講習会、それから防災訓練、あと防災パトロール、それから炊き出し、それから緊急情報の伝達訓練、それから、放射能測定とか防災機器の点検整備とか、県の防災館の見学とか、大体そのようなところが主な状況でございます。

○平山委員長　ほかに質疑ございませんか。

山本委員。

○山本委員　74ページの庁舎の共通管理費の中のこの賃金の育休の代替職員のことなんですが、育児休暇というのは、この場合は女性なのか男性なのかということと、一応、育休は先ほどの補正でも出てきていたと思うんですけれども、育児休暇は生まれる子どもと違ってわかっていますね。もう生まれた子どものための育児休暇なので、その補正で出てくるということは、これは年度の最初じゃなくても、このときからとりたいと言えばオーケーというふうになるものなのかどうかの説明お願いします。

○平山委員長　課長。

○沼野井総務税務課長　この74ページの賃金につきましては女性でございます。

８月末から３月いっぱいということで賃金のほう決算額89万8,400円ということで出ております。

育休の場合は、多分３年間まではとれたような気がするんですけれども、ちょっとうろ覚えでごめんなさい。

申請が出てきて、その中で認められれば賃金のほうがつけられるということなんですけれども、当初では、ちょっとまだ育休をとるかどうかの判断がわからなかったものですから、総務課のほうで持っている賃金のほうで対応させていただいたということになります。

○山本委員　さっきのは補正の話、この補正に出てきたのが決算になっているんですね。

○沼野井総務税務課長　ごめんなさい、補正でござ

います。

○山本委員　了解です。

○平山委員長　ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第１号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――◇―――――――――

◎その他

○平山委員長　総務税務課所管の審査事項は以上となりますが、その他で委員さん、何かございますか。

山本委員。

○山本委員　（メガソーラー進入路用地の取得状況について）

○平山委員長　鈴木委員。

○鈴木副委員長　（メガソーラー進入路用地取得の予算措置について）

○平山委員長　総務税務課の皆様から、その他で何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それではないようですので、総務税務課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時３２分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――◇―――――――――

◎市民福祉課の審査

○平山委員長　市民福祉課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明はできるだけ簡略にお願いいたします。

今回、市民福祉課につきましては、常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

―――――――――◇―――――――――

◎議案第５０号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

飯塚課長、お願いします。

○飯塚市民福祉課長　（議案第50号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございました。

説明をいただきました。

ただいまの質疑、意見等がございましたらお願いいたします。

藤村委員。

○藤村委員　今、コンビニ対応の住基カードの交付用に臨時職員の方をということでしたけれども、今現在いる職員ではとても対応し切れないということなんでしょうか。

○平山委員長　課長。

○飯塚市民福祉課長　通常対応している職員、もちろんおりますが、これから交付機が廃止になりますという広報活動を行いますので、それに伴いまして交付機で使えたものがコンビニでは使えませんので、当然切りかえないとできないということで集中して来るんではないかということで、そのために臨時職員を。

こちらカードを切りかえるというのは、ちょっと長くなりますが、カードを切りかえるというのは、持ってきて、判こを押してお返しするというわけではなくて、住基カードというのは総務省のほうで奨励しておりますカードでございますので、住基ネットワークの機能を持っておりますので、ほかの市町村へ行って、そのカードで自分の住民票をどこの市町村でもとれるという機能も入っておりますので、暗証番号の登録とか、それからこちらで受け付けてからの住基ネットへのいろんな情報の送信といったものが必要になりますので、単純に言えませんけれども、お一人、やっぱり20分くらいはカードの切りかえにかかりますので、それに関しましては、職員が窓口で対応している間に奥のほうでやる作業というのを臨時職員にお願いするというのが基本スタイルで考えております。

以上です。

○平山委員長　ありがとうございます。よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木副委員長　とりあえず住基カードは何割ぐらい西那須野支所では取得をすでにしているでしょうか。

○飯塚市民福祉課長　現在登録されている方で、西那須野支所では住基カード12.2%、大人といいますか、印鑑登録カードですね、これを登録している中での住基カードへ切りかえている方が12.2%ということで、まだまだこれから登録切りかえが進むということであります。

以上です。

○平山委員長　鈴木委員。

○鈴木副委員長　これは住基カードにかわってから市全体でもう４、５年たってますよね。その中で、人を用意してやってきた中で、西那須野の場合は平均12.2%なんですけれども、臨時、そのときは人を使っていたわけですから、今後も使って、これは予算も、いわゆる補正ですけれども、やはり期限を切るんであればちゃんと、100%にはならないでしょうけれども、やっぱり６割か７割に持っていくような体制をとって進めていただきたいというふうに、ちょっと要望しておきたいと思っております。

以上です。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　関連です。

６カ月で53万円ということは、一月８万とか、本人に行くのは７万ぐらいかもしれないんですけれども、そういうものですと、この住基カードは、私は西那須野でとらなかったので本庁でとったんですけれども、そんなに数たくさん来る、幾らカードをあそこで機械が使えなくなったからといって殺到する、例えば子ども手当とか何か、お年寄りの何かみたいに、短期間に殺到するものではないし、印鑑証明はそもそもそんなに一生のうちで

何十回ととるものではないので、何でわざわざここで人をとるのかというふうに思うんですけれども、よく臨時の人を目的でとって、ほかのことをさせていますね、いろんなところで。何かそういう、今まで、具体的にはちょっと申しませんけれども、その人はこの仕事をするんだと臨時をとっているのに、実はその仕事は余りないからほかのことを何でもさせているというふうなことが実際にありました。そういうことはないんですか、これ。

○平山委員長　課長。

○飯塚市民福祉課長　今回要求しております内容につきましては、純粋に住基カード、もちろん住基カードだけでは、あいている時間もありますから、何かほかの作業をしていただくこともあるかと思うんですけれども、原則は住基カードです。

ちなみに申し上げますが、西那須野支所では今現在、自動交付機、こちらのほうを利用している方が、売り上げで言いますと、１日大体１万5,000円くらいということで、多いときは２万円くらいになります。２万円というのは、１通200円ですので100通出ております。その間、100人の方がおいでになっているかというと、お一人２通とる方、３通とる方いらっしゃいますので、大体五、六十人は西那須野支所へ来て、あそこの自動交付機で印鑑証明か住民票、これをとっている方の数ということで、その方全員が１日にそれだけ来るわけですから、毎日来る方もいるかもしれませんけれども、集中して当然切りかえないと大変お待たせする時間帯がふえるんではないかということで、今回要求しているものでございます。

12月末といいましても12月30日が最終日になります。役所自体は28日までになりますが、それ以降も交付機は動いておりますけれども、年が明けますと、もう一切撤去されるということで、今のところはこちらの予想はかなりの数が来るんではないかと思われております。

以上でございます。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　はい、わかりました。ということは、西那須野のこの戸籍の住民基本台帳というか、戸籍をやっている総務のところの窓口は、今では手いっぱいでたくさん人手はないというふうに理解してよろしいわけですね。

○平山委員長　課長。

○飯塚市民福祉課長　西那須野支所につきましては、以前と変わらず窓口のほうはほとんど、こう言っては何ですが、手数料の売り上げで言いますと、さほど大きく減少してはおりませんので、以前と変わらない方々がおいでになっていると思われます。

もう一つ、手数料には結びつかないんですが、どうしても公用の申請というのが西那須野支所で多くおいでになるんです。大田原にあります県税事務所、税務署、それから土木事務所、この辺は全て那須塩原市の住民票とれますので、大体の方が西那須野支所へおいでになるということで、こちら料金のほうには接しませんけれども、かなりの数の方、公用の申請においでになるということで、職員数としましてもかなりぎりぎりのところでやっております。

以上でございます。

○平山委員長　ありがとうございました。

山本委員。

○山本委員　よくわかりました。来年もぜひ人数のほうふやすように要求をされることを望みまして終わります。

○平山委員長　よろしいですか。

○山本委員　はい、いいです。

○平山委員長　ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第50号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

――――――――――――◇――――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それでは、ここで決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長、お願いいたします。

○飯塚市民福祉課長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございました。

説明が終わりました。質疑、ご意見をお受けいたします。

山本委員。

○山本委員　87ページの上の戸籍住民基本台帳費の中で、ファクスの複合機を借りているお金が14万4,648円あるんですけれども、昨日、本庁のほうでは、台数が多かったんですけれども、１年借りるお金で買えてしまうので買うことにしたという話があったんですけれども、こういうもの、何年契約で借りて、その買うというようなことを考えなかったのかどうかについてお伺いいたします。

○平山委員長　課長。

○飯塚市民福祉課長　こちらの基本は５年契約だと思います。

今お話がありましたように、この複合機、いわゆるコピー機・ファクス兼用機になりますが、こちらのほうは総務のほうで一括管理をするということで、契約は５年契約なりが終わり次第、総務管理のほうへ随時移行していくということで、今年度ぐらいで、現在市民福祉課で使用しておりますものも期限が切れますので、そちらの総務管理のほうへ移行していくことになっております。

○山本委員　了解です。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　88ページなんですが、住民基本台帳の下のところに住民票異動処理件数、西那須野の数字を教えていただいたんですが、ちょっと私基本的なことがわからなくて、教えていただきたいんですけれども、職権等で3,662ということでほかのものに比べて西那須野支所で割合が高いなと思ったんですが、この職権等というのはどのような住民票異動処理なんでしょう。

○平山委員長　課長。

○飯塚市民福祉課長　職権等につきましては数多くございますが、代表的なものですと、世帯主の方が死亡しますと、当然世帯主ではなくなるんですが、改めて世帯主変更届というものはいただいておりませんので、これを、世帯主を新しくするということで、世帯主変更届をいただかなくても職権での処理を行います。その際、家族全員分が異動になりますので、例えばご家族が５人いれば、世帯主が亡くなって、残り４人ということで、４件という計算になりますので、この件数が西那須

野支所が多いかどうかというのは、たまたまになると思いますが、この職権につきましては、世帯主が例えば海外に単身赴任になったとしますと、やはり残った方の世帯主変更という処理をこちらで、職権で行うということで、わざわざ死亡届のために世帯主変更届をいただいたりはしないもんですから、主なものですと、今思いつくのはそんなところです。

もちろん職権で住所を設定するとか、職権消除といいまして、住んでいる実績がないということで、もちろん現地調査を行ったり、周辺調査を行っておりますが、職権消除という処理も実施しております。

以上です。

○藤村委員　ありがとうございました。

○平山委員長　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第１号につきましては原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎その他

○平山委員長　市民福祉課所管の審査事項は以上となりますが、その他で何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木副委員長　（住基カード普及による事務量の軽減について）

○平山委員長　ほかにその他でございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　市民福祉課の皆様からその他で何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○平山委員長　ありませんか。

それでは、市民福祉課の審査はこれで終了といたします。

大変お疲れさまでした。

ここで10分休憩いたします。

休憩　午前１１時０６分

再開　午前１１時１５分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

新たに２人の傍聴の方が、希望がありましたので、市議会条例、先例に基づいてこれを許可いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎産業観光建設課の審査

○平山委員長　それでは、産業観光建設課の審査に入りたいと思います。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第５０号の説明、質疑、討

論、採決

○平山委員長　今回、産業観光建設課につきましては、常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

秋元課長、お願いいたします。

○秋元産業観光建設課長　（議案第50号について説明。）

○平山委員長　この１件で。

○秋元産業観光建設課長　１件です。

○平山委員長　わかりました。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

鈴木委員。

○鈴木副委員長　スノープラウとは、どういう機能のものか説明をお願いします。

○秋元産業観光建設課長　車の前に、いわゆる除雪のカバーというかそれをつけまして、それで車で押していく形になるんですが、それが自由な形に動かせるものですから、ただ雪をよけるだけではなくて、角度を変えて側道のほうに雪を全部よけるとか、そういったことができるものです。

○鈴木副委員長　よくテレビなんかで、横にかき出していくようなものではない。

○秋元産業観光建設課長　ではないです。

〔「去年、写真持ってきてくれたよね、たしか」「これは１台」と言う人あり〕

○秋元産業観光建設課長　これをつける形になりますね。

○鈴木副委員長　それでちょっと気になったのは、これだと歩道に雪が行っちゃったりすることがあるのかな、とりあえずメーン道路だけ車が通るような形にはなるのかなと思いますけれども、とりあえずこれで作業効率がね、上がるということを期待してやっておく、ということでわかりました。

○平山委員長　ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　質疑がないようですので、討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので討論を終結し、採決いたします。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第50号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それでは、ここで決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長、お願いします。

○秋元産業観光建設課長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

山本委員。

○山本委員　193ページの、工業団地管理事業の中で、説明が、私が聞き漏れたか、ちょっと理解ができないのでもう一度お聞きするんですが、先ほど24年度より減った要因は、工事を委託するものから請負にしたので減ったという説明をしていただいたと思うんですが、すみません、なぜそれがそうやって減るのかについて、ご説明をお願いします。

○平山委員長　課長。

○秋元産業観光建設課長　委託料から工事請負費に移ったという部分は補足的な形でやらせていただきました。その工場排水管理補修工事請負費でございます。工場排水管理補修と雨水排水管理補修、これら２つについて前年と比べまして51万4,500円が減となったという説明で、この事業全体が減となったということでございます。

○山本委員　わかりました。

○平山委員長　鈴木委員。

○鈴木副委員長　177ページの下の段の田園空間博物館管理運営事業で、このさっきの説明の中に、金額がふえていますというのは282万円ほどだったと思うんですね。那須疏水水車の解体・組み立てで54万円ほど、これはふえた。その下に、請負費がほたるの里ということで97万6,000円で、ふえたのは354万円ぐらいですよね。なんだけれども、全体でいうと282万円プラス、というと100万円ぐらいが逆にどこかで減っているのかなと、その減っている内容は何なのですか。

○平山委員長　お願いします。

○阿見産業観光建設課長補佐　１つは、平成25年度から補助金の見直しがあったということで１割カットになっております。それから、24年度に田園空間博物館の運営協議会といいますか、そちらが10周年を迎えたということで、そちらの記念誌作成等の費用も減っております。そのあたりかと思います。

○平山委員長　鈴木委員。

○鈴木副委員長　記念行事の予算がそこだけ、そのとき単発的に出たので、その分が減ったというふうに今のを解釈してもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○鈴木副委員長　あともう一つは、全体的に市長が予算をカットした中での全体で、全体的では90万円前後だと思うんですけれども、減っている要因はそれだというふうに言ってよろしいですか。

〔「そうですね、はい」と言う人あり〕

○鈴木副委員長　了解したので、あとは要望的な話に……ここで要望はやめよう。

○平山委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　177ページです。この水車のシャフト加工、これはどんな工事をしたんですか。

○平山委員長　課長。

○秋元産業観光建設課長　シャフトの軸、水車の軸が折れてしまいまして、その工事を今回お願いしたんですが、まず解体する工事と軸を取りつける工事と、また別々な形でこの２つを分けて説明させてもらったんですが、まず加工・設置と解体・組み立てという形で、２つの会社に分けて、それぞれ専門の業者があるものですから。

○平山委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　この解体・組み立てとなっているんだけれども、これはつくってから何年でこういうふうな状態が出てきたんですか。

○平山委員長　お願いします。

○阿見産業観光建設課長補佐　県のほうから移管を受けまして実質的に約10年、ただここのシャフトにつきましては、私、昨年から来ているんですけれども、それ以前にやはり一度折れた経緯があるというふうには聞いております。ただ、そのときは工事の瑕疵といいますか、そういった形で業者

のほうで加工して据えつけたというような話を受けております。
○平山委員長　伊藤委員。
○伊藤委員　そのシャフトの直径というか、どのぐらいの大きさの物なんですか、これは。折れてしまうというのは。
○阿見産業観光建設課長補佐　直径70㎜です。
○伊藤委員　わかりました。
○平山委員長　ほかにございませんか。
　では私、質問よろしいですか。
○鈴木副委員長　委員長。
○平山委員長　198ページをお願いします。
　２段目の観光施設管理運営事業で、乃木公園の駐車場並びにお掃除があるんですけれども、敷地の使用料、賃借料で毎年これは続いていることなんですけれども、実際の利用率というか、今後もずっとこれを続けていくのかなと思ってお聞きいたしたいんですが。
○鈴木副委員長　係長。
○渡邉商工観光係長　利用率のお尋ねがありましたけれども、統計等はとっておりません。普通の市営駐車場とか入退場の機械があるわけではありませんので、まず利用率という点は、申しわけありませんが数字的なところはお答えできません。
　今後、この駐車場を継続するかというお話がございました。こちらにつきましては、隣の乃木神社さんのほうが、ことしか来年か、記念行事が鎮座100周年だったと思いますが、そういう形の行事が予定しておりまして、そのときまでは今の市営、うちのほうで借りての市営の駐車場という形をとっていただきたいと。その後については、乃木神社さんのほうが自分の敷地、駐車場を広げるというお話も聞いているので、そのときにはうちのほうの契約のほうは解除したいなというふうに考えているところです。まだ、具体的にはその詰めまではいっておりませんが。
○平山委員長　わかりました。
　ほかに質疑ございませんか。
　　　〔発言する人なし〕
○平山委員長　それでは、質疑がないようですので討論を許します。
　討論ございますか。
　　　〔「ありません」と言う人あり〕
○平山委員長　では、討論がないようですので討論を終結し、採決いたします。
　認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。
　　　〔「異議なし」と言う人あり〕
○平山委員長　異議がないものと認めます。
　よって、認定第１号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――◇―――――――――

◎その他
○平山委員長　産業観光建設課所管の審査事項は以上ですけれども、委員の皆様からその他で何かございますか。
　鈴木委員。
○鈴木副委員長　（田園空間博物館の維持について）
○平山委員長　ほかにありませんか、その他で。
　産業建設課の皆様のほうから、その他で何かございますか。
　　　〔「さっきの補修のあれはよろしいですか、調べてきたようなんですけれども」と言う人あり〕
○鈴木副委員長　（道路補修の要望・対応について）

○平山委員長　それでは、特別、産業観光のほうからその他でございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○平山委員長　わかりました。

ないようですので、産業観光建設課の審査を終了いたします。

これで、西那須野支所の審査が全部終了となりました。

大変お疲れさまでした。

ご苦労さまでした。

では、昼食のため休憩とします。午後１時より再開します。

休憩　午後１１時４３分

再開　午後　１時００分

○平山委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎企画部の審査

○平山委員長　ここからは企画部の審査となります。

審査に先立ちまして、片桐企画部長からご挨拶をお願いいたします。

着座のままで結構ですので。

○片桐企画部長　（挨拶。）

○平山委員長　ありがとうございました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎企画情報課の審査

○平山委員長　それでは、企画情報課の審査に入ります。なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡潔にお願いいたします。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎議案第６８号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　初めに、議案第68号　那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤課長。

○佐藤企画情報課長　（議案第68号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりましたので質疑、ご意見等がありましたらお受けいたします。

質疑ございませんか。

鈴木委員。

○鈴木副委員長　この那須塩原市の事務ではないという流れの話なんですけれども、黒羽のグリーンオアシスの設置、管理運営と言ったんですけれども、これ、他地域のことになるのかなと思うんですが、これは、場所がどの辺で、どういった施設の話なのかについてご説明いただけますでしょうか。

○平山委員長　佐藤課長。

○佐藤企画情報課長　黒羽グリーンオアシスにつきましては大田原市の川田地内に設置されておりまして、中身につきましては最終処分場ということでありますが、一応、大きさが埋め立て面積が１万6,000㎡、埋め立て容量が17万3,100㎥。これが平成９年から25年間ということで平成33年までの予定ということになっております。

○鈴木副委員長　それは使われている施設ですか。

○佐藤企画情報課長　現在稼働している。内容につきましては、焼却灰、それから破砕後の不燃物、

瓶とか陶器類のカレットということで現在稼働しているということです。

○平山委員長　部長。

○片桐企画部長　補足で、黒羽のグリーンオアシスは旧西那須、塩原の焼却灰が入っているわけでして、現在は全然那須塩原市として搬入はしていないんですけれども、水処理をしなければならないというところがありまして、継続してこの黒羽グリーンオアシスの管理運営の中で水処理に係る経費だけは那須塩原市も負担をしていかなきゃならないという状況でございます。

○平山委員長　ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第68号　那須地区広域行政事務組合規約の変更については、原案のとおり可決すべきものとのすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　では、異議がないものと認め、よって、議案第68号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎議案第５０号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それでは、ここで予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤課長。

○佐藤企画情報課長　（議案第50号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

山本委員。

○山本委員　今の６ページのところの定住促進事業のところなんですけれども、この委託799万8,000円のいくつかのご説明があったんですが、これは同じところに委託をするんですか。

○平山委員長　佐藤課長。

○佐藤企画情報課長　雑誌等の掲載につきましては、それぞれの雑誌発行社がありますので、そちらとの調整協議ということになります。

それから、資料請求、アンケートにつきましては、アンケート調査ということで特殊な手法もあるかと思いますのでそちらは別個にというふうな考え方で進めていきたいというように考えております。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　先ほど定住促進サイト掲載の映像作成が61万何がしで、そのためにカメラを買うんだというふうにおっしゃったんですが、定住促進サイト掲載映像の作成はどなたかに委託をするんですよね、委託料金。委託をするけれども、写真、そこに掲載するためのもとの写真は市役所の職員が撮って送るということでこの９万9,000円のカメラを買うということなんですか。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　カメラにつきましては動画ではなくてそういう映像というか、公園で遊んでいる写真とか、親子で那須塩原市のどっかに来たいなとか住みたいなと思える写真をデータとしてサ

イトに載せる。また、この撮影の映像につきましては動画的なものということで、家族で那須塩原市のどこかに、温泉とかそういう映像的なもので動きのあるものというふうなことで制作をお願いしたいというふうに考えております。

〔「写真撮るのは誰」と言う人あり〕

○佐藤企画情報課長　すみません。写真撮るのは職員が撮るということでございます。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　どこかに委託をして、こういうサイトをつくるんだと思うんですけれども、写真を撮るのは市の職員で、そのつくってもらう委託は別なところでと、何かこういう定住促進サイト掲載作成って。

　普通、考えると、こういうものを委託するんだったら写真も全部なんかそちらのほうで撮ってやってもらうんじゃないのかなと思うんですけれども、これはじゃ、写真は撮って、動画は向こうで撮って、写真は市の職員が撮って、カメラを新しく買ってと。何となくちょっとよく見えてこないんですけれども、これ、何をどうしてどういうものなのか、ちゃんともうちょっと説明してください。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　写真につきましては職員が撮るということで、こういうふうな設定でこの日に撮りますよとなると天気とかそういう部分ありますので、その辺については職員が動きやすさの範囲の中で那須塩原市のいろんなところを撮るということで、また、この映像の作成につきましてはある程度セッティングされたものの中で映像をつくるというふうなことになりますので映像については専門業者の対応が必要かと。

○粟野シティプロモーション室長　整理しますと、いわゆる動画、映像、これは地域ポータルサイトが１月以降運営されてまいりますので、そちらに動きがある画像として映像として掲載していくためにＣＭ的なものをつくろうというのが１つです。

　あと、定住促進については、ここで出ていますウエルカムガイド、そのようなものにも画像は使用してまいりますし、今後いろいろな場面で私ども、画像を撮ってまいりますし、必要になってまいります。それでこれはルーチン的にその動画をつくるためにカメラを買うということではなく、今後いろいろな場面でそういう雑誌掲載のための写真を撮影するためのカメラが欲しいということで計上させていただきました。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　そうすると、この新規の委託料というのは、先ほど雑誌掲載は雑誌が、それからガイド作成はガイド作成と、分けて幾つかお金を言っていただいたんですが、実際のところは市の職員もかかわっていくんですよね、写真撮ったり。そうすると、これは具体的に予算が通らなければどこに委託するかはわからないとお答えになるかもしれないんですけれども、考えているのは例えば市内のどこかのところに頼んでこれとこれをやるんだ。例えば雑誌はこの雑誌に載せるんだという、少し具体的なものがあれば説明をしていただければわかりやすいんですけれども。

○平山委員長　はい、お願いします。

○粟野シティプロモーション室長　育児雑誌につきましては全国的に発行されている雑誌、ここでそれだということではないんですが、有名なところではたまごクラブ、ひよこクラブとか聞いたことあると思うんですが、あとは赤すぐ、妊すぐなんていうものがあるということで調整しております。そういうところのうちの一つにお願いしてということが１つです。

　それと、ウエルカムガイド的なもの、これは今

後、この資料請求に対してお返しするというだけではなく、当然市民の方にも地域の再発見をしていただきたいと思いますし、その違った場面、例えば違うところでＰＲ活動しようというときに、ここの暮らしのガイドとか観光情報、そういうのをミックスした情報誌になると思いますので、それを配布するためにつくるということで、それは、編集は地元の会社、どこになるかわからないんですけれども、印刷会社とかそういうところ。契約のほうの、入札参加願いが出ているところで当然探していくわけですが、そういうところを想定しております。地元になるかどうかというのはちょっと今ははっきりはいたしませんが、予算いただければ印刷会社さんと共同でつくっていくというような考え方を持っております。

それと、アンケートについて、集計のほかに分析等もしていだだけますので、やはりそういうスキルを持った業者さんに委託していきたいということで、別々に委託するようになると思います。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　ことしからでしたっけ、定住促進のためにシティプロモーション室ができているんですよね。そこでやることはたくさんあるのかもしれないですけれども、やはりいかんせん、新規でやることに関しては、具体的なことは皆、地元であるにしても委託をしてやっていただくということになると、そうするとお金がかかってくるわけですよね。その市役所の中にあるそういう特化した場にいる職員というのは、何をするんですか。こうやって外に何となく委託してつくってもらって、新規でということと、定住促進のこの場面の中で、市の職員はそれをどこに決めるかだけをやるという、写真を撮るだけをやるようなイメージに見えるんですけれども、実際はどうなんでしょうか。

○平山委員長　プロモーション室長。

○粟野シティプロモーション室長　つくる過程の中では、例えばウエルカムガイドというのを例にとりますと、こちらは市の施策はもちろん子育てに対する施策も入ってまいりますし、当然観光情報とかあるいは社会のインフラの整備状況とか、そういうことを、情報の中身については我々のほうで精査いたしまして、それで当然委託業者の方にそういう情報を渡してそれで編集作業は一緒にやってまいるという作業になりますので、基本的に全部つくってねということではなくて、そこに入れ込む情報については我々のほうで加工したり、あるいは収集したりというような作業でやってまいります。

本をつくるというスキルは行政は持っていませんので、いわゆる物理的に、そういう部分については当然委託してまいりますけれども、そこに入れ込む情報等々については、庁内組織スパックというところに今調査研究して行っておりますので、そういうところで精査をして、それを本にするというような部分については委託してまいりたいということで考えております。

いずれにしても、ほかのアンケートについても、集計はしていただきますけれども、アンケートの内容ですね、そういうものについては当然私どもが考えて、事業者のほうに頼んでやっていただくということになりますので、作業としては共同作業になるんですが、それぞれその委託の中の一部を担ってまいりますので、そのような形で進めてまいると。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　今のところも含めてこれ、930万4,000円の予算になっているんですが、市の中でそうやって、スパックって言いましたっけ、新しい若い人たちの組織ができたり、それからシティプロモーション室ができたりしてたくさん定住促進につ

いて人が張りついたり組織ができているんであれば、この930万かけていろいろなところに委託をしたり共同作業するよりもこの中に人を、そういうプロというか、そういうことのできる人を一緒に市で、よく観光もそういう特化した人を顧問で雇ったりしていますよね。それと同じようにどなたかを、１年か２年かわからないんですけれども、そこに入っていただいて、一緒に作業したほうが効率的でありいろいろなものが、何ていうんですかね、話が見えてきて、やりやすいんだろうし、市の職員がアンケートの集計ができないわけはないだろうと思いますし、その力もつくし、いいんではないかなと思って、これとても不思議な感じがするんですけれども、そういうことを精査した結果やはり委託をしたほうがいいという結果になったというふうに理解すればよろしいですか。

〔「それで理解していただいていいと思います」と言う人あり〕

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　実際にどこまでつながるかわかりませんが、先ほど講師謝礼のほうというのを申し上げましたが、スパック並びに職員を対象としたそういうシティプロモーションの研修、随時、年に何回かという形でやって、それぞれのアイデアが生かせるような形でつなぐということで、また、シティプロモーションにつきましては定住促進計画の部分で一番鍵となる部署ですので、全てのものがシティプロモーションにつながるという考え方もあるという。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　ちょっと似たことになるかと思うんですけれども、同じくこの６ページの中の新規のふるさと納税サイト、これも委託されるということで、初期投資がゼロというご説明でしたけれども、どうして初期投資がゼロで済むのか、どのようなサイトをどこに開設されるのか教えてほしいんですが。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　初期投資がゼロということで、その後の経費が当然かかるわけでありまして、寄附金に応じてある一定の割合で委託料という形になっていくということで、初期投資がかかりませんが、それが寄附として納まったものの何割か、何％かが委託料という形で必要となる、そういうやり方で動き出しがそういう部分で、最初に何千万とかというところではなくて、寄附金の実績に応じてということになりますが、それを全ての面でその何％かのものの中で済ませていただくということと、それから、実際に役所が行います宣伝とか、それから寄附者へのコールセンターみたいな部分とか、そういう部分も全てその業務委託の中でやっていただけるということで、運用が全て委託でということになりますので、市としての広く手間がかかるとか、それから商品、今回返礼品とカード、クレジットカード等の使用のほうも対応できるということで検討を進めておりますので、そういう部分で広く寄附の機会がとれて、またお礼品、全国的には特産品合戦になっている部分もありますけれども、そういうところでの商品の調達とか、そういう部分でもこの全部のサービスの中に入ってくると、委託事業の中に入ってくるということですので、市としては一括対応していただけるという利点がありましたので、今回このような委託ということで上げてございます。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　すみません。どこにどのようなサイトをつくるのか。例えば市のホームページのところに入り口があってそこから入って行ってどこかに飛ぶようになるのか、どういったサイトになるんですか。ココシルみたいに全く別のところになる

のか、それが聞きたかった。

○佐藤企画情報課長　すみません、答弁漏れまして申しわけございません。

実際には、ホームページとかということではなくて、ふるさと納税のサイトを委託業者のほうが設計をしまして、そこから入っていただくという形になるものです。そういうふうなサイトの設営も含んでということで対応していただく、そんな提案がございました。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　すみません。ココシルのときにはすごく思ったんですけれども、結局市のホームページとのつながりがちょっとよくわからなくて、市民が、市民でない方が例えば那須塩原市にふるさと納税をしたいと思ったときに、どういう経路を通ってここにたどり着くのか、まずどこからここの、あるという情報がわかるように設計されるのでしょうか。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　今現在、市のホームページの一番下のほうに、ふるさと納税というサイトに、そこから入るとある程度の情報がそこで得られる。そういったまず、リンクするかどうかというのはちょっと申しわけないですが、今の段階では業者も決まっていないことですので何とも言えませんが、そういった、別にウエブサイトを開設していただいて、そこでそこから入って、那須塩原市のこういう形で申込書までたどり着くと、それから返礼品のある程度のチョイスまでできるんではないかというところで今その辺を構築、少しずつ検討はしておりますが、まだ具体的なところまで行っていないことですので。ということで、完全にそのクレジットと返礼品を対応するもののサイトを新たに設けていただくという形で考えているところであります。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　ごめんなさい。少し私もイメージがちょっと全然わかなくて聞くんですけれども、本来那須塩原市のホームページにまずアクセスしてこられると思うんですね、もしふるさと納税をしたいと思う方は。だから入り口がそこに固定されるのが一番だと思うので、リンクされるのはもう当然であろうと思うんですけれども、そこのところがはっきりしないで委託の金額が決まっているんですか。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　先ほど申し上げましたように、今現在やっておりますものは今現在のものでずっと継続していくと。それに、別個で今回クレジットカードと返礼品で対応する部分を新たに設けるということですので、ふるさと納税としては２つのやり方ができてくるということになるわけです。実際に一定の料金ということではなくて、寄附金の中から一定の割合で委託をするような、そのような契約になるのではないかということで、そのほかに返礼品の調達に係る部分も含めて、この26年度中に63万5,000円という形で予定しているところでありますが、その辺まで含んでの委託ということで考えております。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　じゃ、この63万5,000円というのは、基本料金みたいなものでこれは一定に毎年毎年同額はかかってくると思ってよろしいんでしょうか。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　一定の割合ということで、金額の確定ではないということになります。

○藤村委員　たまたま。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　関連なんですけれども、今、市のホームページからこのふるさと納税のところに入ると、

毎年、誰が幾ら寄附したというの出てきますよね。250万円ぐらいでしたか、毎年なんかそのくらいで推移していて、知らない人なんですけれども、幾らしているんだなというふうに思って見たんですけれども、そもそもふるさと納税って、那須塩原市に住んでいる人は普通はしないので、外に住んでいる人がしてくるわけですよね。今、話題になっているのは、ふるさと納税をするととてもお得だと。2,000円でどこかで牛肉は殺到しちゃってやめちゃったとか、あと、お米くれるとかという、何か、物すごくふるさと納税という名前とどこがどうなっているんだろうというほど何かもらえるというお得感が今はやっていると思うんですね。今の時期にこれが出てきたときに、那須塩原市、金額もそんなに特にふえていないし、やっていることがカードでお得だよぐらいで、あんまり魅力のあるお得ではなかったのでそういうふうにあやかって何かやろうと、市を宣伝するためにやるのかなと思ってこれを見ていたんですけれども、聞いていると、そのくらいのこと市ができるんじゃないの、何も、何か委託しなくたって、あそこにあるホームページにつけ加えてという、そんなに市の職員ってわからなくはないんではないかなというのは、私にやれと言えばわからないんですけれども、そうすると、こういうところに市としての予算の中で63万5,000円は多くはないかもしれないんですけれども、でもそれをわざわざ外に最初お金が要らないから有利だといって頼むようなことじゃなくて、あそこのホームページのところに何かつけ加えて自分たちで発信をして、お礼品の発送も頼むんだというけれども、お礼品の発送は何のお礼するのかわからないですけれども、例えば商工会もあるし、観光協会もあるし、あるいは農協さんもあるし、そういうところで発送する。あるいはそれこそ市でお得意の臨時さんを雇って発送してもらうということだって最初は済むような気がするんですけれども、何でも委託をして、お任せではないんでしょうけれども、半分お任せでやってもらって、市のホームページとはちょっと別だというと、効果、それこそ費用対効果とか、利便性とかわかりやすさとかということからして、那須塩原市の宣伝になるんでしょうかね。よくわからないんです。聞けば聞くほどわからないんですけれども、もう少しその辺のところの、こういうことをやるに至ってこれを全部新規で委託するに至った経緯と、見通しを聞かせていただかないと、私はちょっと、わからないんですけれども。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　ふるさと納税というのは平成20年から那須塩原市は取り組んでおりまして、今までに最低1,000円から１件100万円まで納税寄附がございました。実際に全国各地で返礼品というお礼品という形でふるさと納税に対しますものの見返りというんではないですが、ありがとうございましたという気持ちのあらわれが特産品等の送り方になったわけですけれども、那須塩原市におきましても、ブランド品とか市を誇れるものもありますので、その辺使って魅力を広く知らしめて、認知度上げて、場合によっては今後の検討によりますけれども、宿泊の優待券とかそういう部分であとは観光施設の割引券等も今後検討になりますけれども、そういうもので実際に那須塩原市に来ていただいて、より交流が深まる、またそれがきっかけで定住につながるのではないかという部分で、今回につきましては、それらも含めて、あとはマスコミ対応のＰＲとか、そういう部分でも期待できると、委託できるということもありますので、この返礼品の発送につきましても、梱包とかさまざまな煩雑な作業もありますものですから、

その辺の部分については、トータルで委託させていただいて、そのブランド品等のチョイス等についても市の意向が反映できるような形で今後詰めていきたいというふうに考えているものです。

　できれば、今の予定でありますけれども、通年の1.5倍ぐらいに伸びればということで、考えておりますが、これにつきましてはあくまでも私どもの期待もありますので、全国の有名な市におきましては何億もという事例もあるところですが、その辺は段階的に徐々に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　全協のときに、これ説明のときに、政策課題及び喫緊の課題に対応するために必要な経費だという中にこれ、入っているんですけれども、ふるさと納税って20年からやっていて、ずっと同じような推移してきて、それこそいろいろなところでお得なところは伸びているというのはあるんですけれども、これ何で突然、この時期に、その補正で出さなくても来年度で考えてもいいんだと思いますし、先ほど梱包もあると言いましたけれども、梱包することがそんなに、委託しなければできないようなものではないような気がしますし、それとこれは議会のほうのことなので、知恵がなかったかもしれないんですが、姉妹都市に行ったときにお土産を那須塩原市の何かブランドをといったときにラーメンを持っていったんですね。つまり、ラーメンを持っていくしかなかったのかもしれないんですが、まあ、考えてみると、意外と特化するものがないのかもしれないなというふうに私は感じたんです。そうすると、これを補正で、急にというんではないですけれども、やるということが、見切り発車みたいな形でやることに、喫緊の課題なのかというふうに思うと、やっぱり、金額は多くはないんですけれども、もう少しご自分たちで考えて、中でやるような知恵はないのかなと思うんですけれども、なぜ９月の補正でこれをやるんですか。

○平山委員長　佐藤課長。

○佐藤企画情報課長　なぜ９月、時機を失してはほかの町村等の右倣えになってしまうということで、できることなら早目に取り組みたいということで考えています。

　それから、ちょっと話が大きくなるかもしれないんですが、少しでも財源が確保できればということで、そういう部分での取り組みもやっぱり急ぐべきところだろうというふうに考えて、さらには先ほど質問の中でありましたが、市内の方でもこの寄附をやっている方は相当数おります。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　すみません、さっきの梱包のことなんですけれども、こちらの産物をこっちから送るんじゃないんですか。

○平山委員長　佐藤課長。

○佐藤企画情報課長　当然ながら地場産品を送るということですので、それを調達していただいて、それを送るというところまでこの業務の中では想定されているということですね。ですから私どもがトラックで持ってきてということにはならないということです。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　気になったのは、初期投資ゼロとご説明なさったときに、よく携帯電話会社のうたい文句じゃないんですけれども、ゼロ円でサイトがつくれるわけはないので、結局かかった費用はほかのことでしっかりとられるわけですから、初期投資ゼロであったからいい申し込みであったと判断されたことに対して、ちょっと本当に信頼して大丈夫なのかなという心配を持ったものですから、梱包作業が必要だというご説明なさったときにも、

いや、実際こっちから例えば牛肉送ろうとかチーズ送ろうとかといったら、こっちからまたどっか配送センター行って、また、配送センター、向こうの委託先から行くわけではなくて、もう産直で、産地から直接そこの人が送ってくれればいいことなので、梱包作業が必要だという説明をもし向こうがしたとしたら、どういったことを考えての見積もりだったのかなというのがちょっと疑問に思いましたので、もうちょっと内容精査されたほうがいいのかなというふうにちょっと思いました。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　言葉足らずなところがあって大変申しわけございませんでした。実際に私どもが想定しているのは、ふるさと納税自体の運用を代行してもらうということで、今回クレジットカードとお礼品の配送というところまでご説明しております。

その想定としましては、お礼品の選定、配送までこの委託の中で見ていけるのではないかという提案ですので、実際には行政が直接的に商品にかかわるという部分についてはその商品の選定とか、もっと那須塩原市のものを売ってくれということで、当然ながらブランドの重要品目に加えて地域的にお米がおいしい地域でもあります。さらにはＪＡさんで売っている那須和牛等々もありますのでその辺も地元、那須塩原を売るために、そういうものも使えるのではないかという提案はできるものと考えております。

ということで、行政が直接手を出さなくて済むということではなくて、さまざまな場面で協議検討して、寄附者に喜んでいただける、または、寄附者が那須塩原市に行ってみたい、このつくっているところで食べてみたいとかというふうに思えるようなものを考える、またさらには、先ほどもいいましたけれども、温泉宿泊優待券みたいなものも同封するとか、先ほどシティプロモーションのほうのウエルカムガイドなんかも入れて、どんどん那須塩原市のイメージアップ、認知度を高めていくという考え方で、全てのものをお願いしているということでなくて、市のほうとしての戦略も少しそこに載せていただいて、定住促進につなげていくということです。そんなところで足りていますでしょうか。

○平山委員長　ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了して討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　では、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○平山委員長　議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○平山委員長　ただいまの採決の結果、議案第50号に対しましては、賛成者が３名ですね。当委員会の本日の出席委員は６名であり、過半数は４人となります。ですので、当委員会の審査結果としては可否いずれにも至らなかったものとして本会議で報告いたします。

よろしくお願いします。

では、ここで、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長、お願いします。

○佐藤企画情報課長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　説明の途中ですけれども、休憩10分入れます。

休憩　午後　２時１５分

再開　午後　２時２４分

○平山委員長　休憩前に引き続き会議をはじめます。

その前に、当常任委員会の傍聴希望がありましたので、委員会条例の第７条及び先例に基づいて、これを許可いたします。

それでは先ほどの説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

藤村委員。

○藤村委員　通信系の消耗品費、例えば64ページの上の管理用消耗品費がちょっと去年よりふえているのと、63ページの基幹系システム管理用消耗品も去年よりふえているんですよ。具体的にどのようなものがどのくらいふえたのでしょうか。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　64ページのほうの消耗品、情報系システムの消耗品につきましては、プリンター用のトナーとかインクとかドラムという、使うための消耗品ということで、それがふえたということですので、余計に使われたということになるかと思います。

それから、基幹系のシステムということで、63ページの消耗品につきましては、これにつきましては、消耗品はランケーブルとかハブとか、その辺の消耗品として執行したというものでございます。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　全庁でということですか。

○佐藤企画情報課長　そうです。

○平山委員長　ほかに質疑ございませんか。

山本委員。

○山本委員　関連で、今のシステムのいろいろな消耗品、いろいろなところにあるんですけれども、この那須塩原市が情報系にしても財務の会計にしても、いろいろなものを委託してやってもらっているわけなので、この消耗品費というのも、そこの委託しているところから全部正規の値段で持ってきてもらって使っていると理解してよろしいですか。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　消耗品につきましては、そのシステムの委託とかそういう部分との連携はなくて、近くて安くてという部分でという別途で購入しているというところです。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　そうすると、今、パソコンの関係の消耗品って、値段ピンキリですよね。なかなか選ぶの難しいんですけれども、でも安くても何ともないものもあるんですけれども、役所においてはこういうもの、とても金額の大きい中で、消耗品はそんなに大きくはないんですけれども、それでも一つ一つ節約ということからすると、ちゃんと使えて、それなりの値段のものを選んでいるということでよろしいんですか。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　実際には、ものによっては見積もりをとったり、そういう対応で無駄な経費を抑えてということで対応しています。

○平山委員長　ほかに質疑ございますか。

鈴木委員。

○鈴木副委員長　３点ほどあります。

33ページですけれども、２項２目の物品売り払いのパソコン関係の説明をいただきました。これ大体何年使ったのかとか、それから庁舎内の額なのか、それとも学校なんかを含めどのあたりまでのものを指しているのか、それから相手の業者さんというのは、一応、売るとなればやっぱり高く買ってもらいたいわけですけれども、その辺はどういうやり方で金額を決めているのか。その３つぐらいお願いできますか。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　リース期間が終了したということで、５年のリースということです。対象となるのは、市の職員が使用している端末ということで169台となっております。

売り払いにつきましては、信頼がおける業者、データ処理等のお願いする部分もありますので、市内の業者で見積もり合わせで条件のよいところに売り払いをしているというところでございます。

○平山委員長　鈴木委員。

○鈴木副委員長　ありがとうございました。

次に２点目なんですが、60から61にかけて、地域振興費で下から２行目の負担金、ダム・発電関係市町村全国協議会、それから福島空港推進協議会、この協議会は、市としては入っていて、どういった活動があるのかざっくりで結構です。

あと野岩線は、61ページの上から１、２の補助金、それで２項目ほどある、安全性向上それから安定化ということで、380万円、それから390万円とありますけれども、この野岩線をいつまでこうやって払い続けるんだということと、本市に対するメリットがどのようにあるのかの２点を教えてもらえますか。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　それでは、負担金の関係、さらには補助金の関係についてご説明申し上げたいと思いますが、ダムと発電関係市町村の全国協議会ということで、これにつきまして１万3,000円ということですが、県内の６市町が加盟しているということで、県内では６市町ということでございます。それにつきましては、ダム発電関係の所在市が県に対する要望とか、国に対する要望等々の情報交換していくという団体になります。

それから福島空港の利用促進につきましては、この福島空港をどんどん利用してもらうために周辺の県、近隣の市町村がこの協議会をつくりまして利用アップにつながるような施策を共同で対応していくということでございます。7,200円ということで、この関係につきましては、賛助会員ということで、那須塩原市がなっているということで申しましたが、全体的には139の団体の加盟があって、空港の利用促進にそれぞれアイデアを出し合ったということです。

それから、ＦＩＴ構想ということで、福島、茨城、栃木ですけれども、これにつきましては、県内では10の市町が協議会に加盟してございます。特に３県にまたがるということですけれども、事業といたしましては、地域づくり連携ということで首都圏での地域の売り込みのフェアーとか、さらには交流促進のためのイベント等も開催しているということでございます。これにつきましては、広域連携ということで有利な組織であるというふうに認識しております。

それから、野岩鉄道の利用促進協議会というこ

とで、これにつきましては、出資自治体とかほかの団体で10団体ほどで構成しているということでございます。これにつきましては５万円の負担金ということですが、実際には那須塩原市内に影響はありませんけれども、上三依塩原温泉口の駅がございます。そちらからバス路線で塩原温泉等につなぐということでございます。実際には観光地を結ぶ鉄道路線ということで、利用促進に向けてさまざまなイベントを通年でやっているというところでございます。

それから補助金ということでございますが、これにつきましては、先ほど説明でも申し上げましたが、野岩鉄道の安全対策ということで、工事に対します補助ということで行っているものでございます。

まず、安全対策の向上等につきましては、通信ケーブルの更新工事を行ったということで、それにつきましては、国の補助が３分の１、それから栃木県、福島県でそれぞれ３分の１ずつということでございます。その栃木県の３分の１の部分を県と日光市、那須塩原市で補っておりまして、那須塩原市の持ち株の部分に対します割合で0.1575という数字がありますが、そちらの数字を掛けまして補助率、基本的には2.62%が那須塩原からの補助という部分で実行し、安全対策の向上を図ったというものでございます。

それから、野岩鉄道の経営安定化につきましては、経常赤字に対する補助ということで、実際には同じように県、さらには日光市、那須塩原市で負担しているということでございます。

これにつきましては、赤字補塡ということですので、観光鉄道としてまだまだ未知数な部分もありますが、今後とも観光ビジョンとしての誘客、観光ＰＲ等にこの路線は十分に盛り込むということで、これらについても今後とも補助金としての支出は欠かせないのではないかというふうに考えておるところでございます。

○平山委員長　鈴木委員。

○鈴木副委員長　まず、推進協議会という名前のついているものの、推進となっているんですけれども、これ成果というものが見えて、それで私なんか見えていないんですけれども、お金を出しておきながら、目的があるんであれば何かこう目標を立てて結果が出てきて初めてやったことになると思うんですけれども、お金だけとって人が集まって話だけして成果が出ないというようなことだと、何かチラシまいただけというのも、私は成果だと思わないんですよ。やっぱりまいたから人が来たとか、利用が上がって収益が上がったとか、そういうことが本当の成果だと思うので、そういうことに対する答えはありますか。

○平山委員長　課長。

○佐藤企画情報課長　大変申しわけございません。それを成果目標等々のデータを把握しておりませんし、ここまでいけば達成というところでの設定もしていないということで、申しわけありませんが、その部分等については、ちょっとお伝えできる内容のほうは持ち合わせていないということで、大変申しわけございません。

○平山委員長　鈴木委員。

○鈴木副委員長　ちょっと難しい質問だったかもしれませんけれども、お金を出す以上は、やっぱり何か目的があって、こういうことができましたということを、もし次回、1年後でも結構ですけれども報告いただければありがたいなとは思うんですけれども。

この件はそれでよくて、野岩鉄道に関しては、持ち株の株を持ったがために、安全対策のために使っているお金というのは、それは当然出るお金は仕方ないと思うんですけれども、那須塩原市に

主体的にこの野岩鉄道を運営しなきゃいけない理由がその一番根本的なところ、それが本当に、例えば塩原の観光に、誘客にすごく役立っているというんであればいいんですけれども、これ那須塩原市が会社運営する理由はそれしかないと思うんです。本来。観光の目的。だからそこのところちゃんと精査しているのかどうか。それじゃないとこの金額、毎年これ出るという恒常的なものだって言ったから、毎年かかるお金ですよね。これは、塩原のほかでもいろんな観光施設に対してお金を出していますけれども、福祉でやっているわけではないので、あくまで収入源のための投資だというふうに考えると、元が取れなければ出す意味はないと思うので、その辺のところの説明がきちんと市のお金を使うんであれば、これに対してお金の説明というのではなくて、根本的なところの説明ができるように、今回は結構ですけれども、もう一度精査していただきたいなというふうに思います。

質疑ではないですけれども。以上です。

○平山委員長　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので討論を終結し、採決いたします。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第１号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――◇―――――――――

◎その他

○平山委員長　企画情報課所管の審査事項は以上となりますが、次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　情報課の皆様からその他で何かございますか。

課長。

○佐藤企画情報課長　（地域おこし協力隊の進捗報告。）

○平山委員長　部長。

○片桐企画部長　（新庁舎、広域合併について。）

○平山委員長　ありがとうございます。

それでは、そのほかないようですので、企画情報課の審査を終了といたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩　午後　２時４１分

再開　午後　２時４３分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――◇―――――――――

◎秘書課の審査

○平山委員長　秘書課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、

できるだけ簡略にお願いいたします。

今回、秘書課については、常任委員会及び予算審査特別委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長お願いします。

○菊池秘書課長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりましたので質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了し討論を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第１号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎その他

○平山委員長　秘書課所管の審査事項は以上となりますが、その他で委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　秘書課の皆様からその他で何かありますか。

お願いします。

○菊池秘書課長　（議長、市長のリンツ市随行報告。）

○平山委員長　ありがとうございます。

それでは、秘書課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩　午後　２時５６分

再開　午後　３時０１分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま傍聴の希望がございましたので、当委員会の条例の第17条に基づいてこれを許可いたします。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎市民協働推進課の審査

○平山委員長　それでは、市民協働推進課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案の説明につきましては、

できるだけ簡略にお願いいたします。

―――――――――◇―――――――――

◎議案第５０号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　今回、市民協働推進課関連については、常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

郡司課長よろしくお願いします。

○郡司市民協働推進課長　（議案第50号について説明。）

○平山委員長　説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、質疑がないようですので質疑を終了いたし、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号　平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第50号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――◇―――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それではここで、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

郡司課長お願いします。

○郡司市民協働推進課長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

藤村委員。

○藤村委員　66ページの男女共同参画推進費ですが、男女共同参画推進費全体で259万4,874円ということですが、男女共同参画の施策推進に関しての予算配分を全体的にどのように考えて、事業の割合の配分がどのぐらいで、それぞれに対して予算をどういうふうに分配するという計画を立てられているのか教えていただければと思います。

○平山委員長　課長お願いします。

○郡司市民協働推進課長　計画と言われましても、これ決算なものですから、決算がこうだったということで、計画というのは26年度の計画なんですか。

○藤村委員　じゃ、ちょっと聞き方が悪かったので、すみません。では、フォーラムとこれは実質計画に従ってやっているものですけれども、例えばそれ以外にお金がかからないで男女共同参画の推進にかかっている事業というのはありますか。

○平山委員長　課長。

○郡司市民協働推進課長　職員の研修費の講師謝礼、報奨金です。また、男女共同参画の広報紙の編集

員の謝礼、言葉は謝礼となっていますけれども、そのところでは皆さんに協力をして、男女共同参画に対する広報活動を行っております。

また、委託料の中につきましては、市民の意識調査等を行いまして、実態を把握して、それを反映していこうといったのが主な内容です。

また、一番上にございます審議会等で内容等を進め方について審議して、というものが答えになっているかどうかわかりませんけれども、進め方としてはそのように行っております。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　ということは、ここに決算として載っていない実際に行われた男女共同参画の事業はなかったということでよろしいですか。

○郡司市民協働推進課長　まあ、載っていないやつについて……。

○平山委員長　はい、どうぞ。

○鏑木市民協働推進課長補佐　男女共同参画係長の鏑木です。

報償費のところで、一応予算計上はしてある講師謝礼ということで、誰もがきらりセミナーという事業を実施させていただいているんですけれども、昨年度につきましては、地域推進員の皆様に依頼をしたことによりまして、講師謝礼のほうが、予算は計上してあったんですけれども、使わなくても済んだというのが現状です。

以上です。

○平山委員長　ほかに質疑ございますか。

山本委員。

○山本委員　同じところなんですが、男女共同参画の推進ということの考え方に関するところなんですけれども、もっと言うと共同推進、一緒に市民と市が一緒に何かをやっていくということ、これ男女共同参画はその中でやはり市民と協力をしてもらっていろいろなことをやっているという、これ予算だと思うんですけれども、今、講師謝礼を入っていたけれども、講師を呼んでやらなかったから、誰もがきらりセミナーをほかの団体にやってもらった。つまりそれはお金がかからないでただでやってもらったということの理解でよろしいんですか。

○鏑木市民協働推進課長補佐　はい、講師謝礼につきましては、お支払いのほうはさせていただいておりません。ただ、需用費、わずかばかりではございますが、セミナーにかかった消耗品等につきましては、こちらの市役所のほうで負担をさせていただいて、お支払いさせていただいた分がございます。

以上です。

○平山委員長　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第１号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

――――――――――――◇――――――――――――

◎その他

○平山委員長　市民協働推進課所管の審査事項は以上となりますが、次第にはございませんがその他

で委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木副委員長　（車座談議の廃止について）

○平山委員長　ありがとうございます。

そのほか何かございませんか。

山本委員。

○山本委員　（決算の説明について）

○平山委員長　そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、ないようですので、市民協働推進課の審査を終了いたします。

これで企画部の審査が全部終了となりました。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

10分休憩いたします。

休憩　午後　３時２０分

再開　午後　３時２８分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◎選管・監査・固定資産評価・公平委員会の審査

○平山委員長　ここからは選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査となります。

審査に先立ちまして、まずは阿美事務局長からご挨拶をいただきたいと思います。

お願いいたします。

○阿美選挙管理委員会事務局長　（挨拶。）

○平山委員長　ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

今回、選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局につきましては、常任委員会及び予算審査特別委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　まず、認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

阿美事務局長。

○阿美選挙管理委員会事務局長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

君島委員。

○君島委員　すみません。固定資産評価委員関係です。委員報酬が委員会開催17回という説明なんですが、これ19回、20回、21回という支出がされているのはどういう理由なんですか。

○平山委員長　局長。

○阿美選挙管理委員会事務局長　委員会そのものは17回なんですけれども、研修会とかそのほかの会議がございまして、合計すると委員長さんなんですが、20回ということになっております。具体的に何が、委員会のほかに。

具体的に委員会でなくても事前な打ち合わせとかも含めた形での回数ということです。

○平山委員長　よろしいですか。

伊藤委員。

○伊藤委員　79ページになります。

公平委員会、先ほどの説明では３名と言ったんです。委員が。それで、この報酬とかこれを見ると、２人が７回、それで１人が１回と書いてあるんですが、この辺のちょっと内容を教えてもらいたい。

○平山委員長　はい、どうぞ。

○阿美選挙管理委員会事務局長　委員さん３名がいるんですけれども、１人の方、実は宇都宮にいらっしゃる弁護士さんなんです。弁護士さんについては、こういう研修会とかそういうものへの参加を呼びかけているんですが、ちょっと忙しいということで、来られないということなので、２人の委員さんが研修会等へ出席していると、ただし、審査申し出があった委員会、前にあったんですが、そのときには必ず出てもらうということでの内容となっているので、２人の方が研修会等を含めて７回、１人の方が１回という内容でございます。

○伊藤委員　はい、わかりました。

○平山委員長　よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それじゃ、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第１号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎その他

○平山委員長　審査事項は以上となりますが、次第にはございませんがその他で委員の皆様から何かございますか。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　（選挙啓発ポスターの掲示について）

○平山委員長　よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

事務局の皆様からその他で何か。

局長。

○阿美選挙管理委員会事務局長　（投票所の変更について。）

○平山委員長　ありがとうございます。

それでは、ないようですので選管・監査事務局の審査はこれで終了いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時４７分

再開　午後　３時４９分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎会計課の審査

○平山委員長　ここからは会計課の審査となります

が、審査に先立ちまして、大島会計管理者からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島会計管理者　（挨拶。）

○平山委員長　ありがとうございました。

　それでは、審査に入りたいと思います。

　なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

　今回、会計課につきましては、常任委員会及び予算審査特別委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行いたいと思います。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

　執行部の説明を求めます。

　大島管理者。

○大島会計管理者　（認定第１号について説明）

○平山委員長　説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

　質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

　討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○平山委員長　それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

　認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

　よって、認定第１号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎その他

○平山委員長　会計課所管の審査事項は以上となりますが、その他で委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　会計課の皆様から、その他で何かございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　それでは、ないようですので、会計課の審査を終了いたします。

　大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

　入れかえのため暫時休憩です。

休憩　午後　３時５６分

再開　午後　３時５８分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎議会事務局の審査

○平山委員長　ここからは、議会事務局の審査となりますが、審査に先立ちまして、阿久津議会事務局長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

局長。

○阿久津議会事務局長　（挨拶。）

○平山委員長　ありがとうございました。

それでは審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいいたします。

今回、議会事務局につきましては、常任委員会及び予算審査特別委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎認定第１号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

臼井課長、お願いします。

○臼井議事課長　（認定第１号について説明。）

○平山委員長　ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

君島委員。

○君島委員　質疑というほどじゃないんですけれども、議員報酬の、この人数の書いてあるの間違っていないですか。

○平山委員長　課長。

○臼井議事課長　実際は１カ月分が28名、あと11カ月分は26名という形です。申しわけございません。

○平山委員長　ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第１号　平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第１号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎その他

○平山委員長　議会事務局所管の審査事項は以上となりますが、その他で委員の皆様から何かございますか。

藤村委員。

○藤村委員　（議会の録画映像配信について）

○平山委員長　事務局の皆様から、その他で何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○平山委員長　ありませんか。

それではないようですので、議会事務局の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

執行部退席のため、暫時休憩といたします。

休憩　午後　４時１０分

再開　午後　４時１７分

○平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――◇―――――――――――

◎陳情第６号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　それでは、陳情第６号　集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情を議題といたします。

事務局より概要の説明をお願いいたします。

○小池書記　（陳情第６号について説明。）

○平山委員長　説明が終わりました。

それでは、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

できるだけ多くの委員の皆さんからご意見が伺えればと思います。ご意見をいただきたいと思いますが。

山本委員。

○山本委員　この陳情第６号　集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情については採択すべきだと考えます。

理由を申し上げます。

まず、憲法との整合性については、この首相の決めたことについては憲法９条を踏みにじっているというふうに思いますし、憲法を、もともと改正手続については憲法96条で定めているんですけれども、その改正手続をしないで、内閣が憲法解釈の変更のみで９条を踏み越えるというのは明白な違反だというふうに考えます。

内閣が、我が国を取り巻く安全保障関係の大激変だと語って閣議決定を急いだにもかかわらず、閣議決定後は関連法案の国会提出を急ぐことなく、来年５月以降だと言っています。知事選や統一地方選での争点になることを避けているのだと思います。

外遊先においては、集団的自衛権を解禁して積極的平和主義に転じたというふうに説明をして、それに対して同意を得たんだというふうに宣伝をしています。日米防衛協力ガイドラインの改定を進めていくんだという方針を話しています。

緊急でないことを緊急だと言って、国民には議論をするとか考える時間を与えないで、そして与党だけで憲法を壊していると、その後、時間を経て、何となく忘れたころに、国際的にも合意を得ているんだということで国民を納得させる。そんな話はないと私は考えています。

集団自衛権の行使については、世論調査でも反対が少なくありません。日本は70年間戦争を行っていないという珍しい国で、これは憲法９条のおかげだと思っています。憲法違反には待ったをかけなければいけないということで、この閣議決定の撤回を求める陳情は採択すべきだというふうに考えます。

以上です。

○平山委員長　そのほかありませんか。

君島委員。

○君島委員　これにつきましては、不採択とすべきだと思います。

第２次世界大戦後、日本は日米安保条約という形で、アメリカから敗戦後につきましては安全保障していただいたといういきさつがあります。

先ほどもありましたけれども、戦後70年たち、日本経済がそれなりの発展を遂げてきた現在においては、日本は世界平和に貢献すべきことでありますので、世界平和のために集団的自衛権を行使することは必要不可欠なことであると思いますので、この陳情については不採択とすべきだと思います。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　私は採択すべきと考えます。

理由は、憲法９条という非常に重くとうとい条文を、国民の議論も十分に行わないまま、一内閣の考えだけでその解釈を変更するということは、憲法にのっとって政治権力が行使されるべきであるとする近代立憲主義に相反するものと私も考えますので、意見書提出には賛成です。

○平山委員長　ほかに。

いいですか。

○鈴木副委員長　じゃ、委員長。

○平山委員長　私からは、憲法の第９条のもとで認められる自衛の措置、武力行使については、新三要件を定め、政府の恣意的な自衛権発動を封じ込めた点にあります。

自衛権に関する政府の憲法解釈の基本となる1972年見解の考え方も変わっておりません。72年の根幹は自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として、初めて容認されるとの部分であります。

新三要件はこの論理を守り、憲法第９条のもとで認められる自衛の措置の限界を示しております。閣議決定には、武力の行使は我が国を防衛するため、やむを得ない自衛の措置として初めて許容されるべきとあります。あくまでも自国防衛に限った措置であることを明確にしたもので、日本への武力攻撃に匹敵するような事態のみ武力行使が認められており、外国の防衛それ自体を目的とした集団的自衛権の行使は認めておりません。

よって、私はこの陳情には不採択といたします。

伊藤委員、ありますか。

○伊藤委員　今、こちらと同じような意見で、私も不採択というような形で考えております。

○平山委員長　鈴木委員。

○鈴木副委員長　今は討論ではないと思いますので、採択、不採択ということをここで言っていいのか、ちょっと私もわからないんですけれども、皆さんの流れでいきますと、結論から言いますと今の日本の社会を見れば不採択、日本は独立国家として、また憲法、私が知る限りでは今回の手続上は確かに部分的に法に基づく手続にのっとっていないようなところが感じます。

ですが、あくまで防衛という中で、国の他国に攻め入るということではなくて、ここまで日本の国民や生命、財産を守るという範囲の中でやっていくものと解釈して、これから、またそれについて細かいことは国のほうで決定してくことですので、私はあくまで日本は安全国家である、戦争はしない国であると、やむを得ないときに集団的自衛権ということで、他国と問題があったときに日本も一緒にやるということをすることが、これから日本の防衛につながると思いますし、世界の経済とかいろんな情勢の中で、日本だけがかたくなに言っている時代、または瞬発力を持って対応するということを考えると、やむを得ないことだと思いますので、今回の決定は、国の決定に関しては、私は認めたいと思いますので、この件に関しては不採択と思います。

○平山委員長　皆様から意見が出たところですので、それでは、じゃ、また討論を行います。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

陳情第６号につきましては、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○平山委員長　挙手少数と認めます。

それでは、念のためにお諮りいたします。

それでは、陳情第６号については、不採択とすべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○平山委員長　ありがとうございます。

ただいまの採決の結果、採択すべきが２名、不採択とすべきが３名でありました。

当委員会の本日の出席委員は６名であり、過半数は４でありますので、いずれも出席委員の過半数には達しておりません。

したがいまして、陳情第６号につきましては、委員会審査の結果、採択すべきもの、不採択とすべきもののいずれにも至らなかったものとして、本会議で報告いたします。

これで陳情第６号の審査を終了といたします。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎陳情第７号の説明、質疑、討論、採決

○平山委員長　続きまして、陳情第７号に移りたいと思います。

陳情第７号についての事務局よりの概要説明をお願いいたします。

○小池書記　（陳情第７号についての説明。）

○平山委員長　ありがとうございました。

説明が終わりました。

それでは、委員の皆様方の、またご意見をお伺いしたいと思います。

山本委員。

○山本委員　陳情第７号　集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情については、採択すべきだと思います。

こちらのほうについては、明らかに憲法を違反した閣議決定だというふうに思いますので、ここにそのように理由が書いてありますので、那須塩原市としては、きちんと議会としては意見書を提出するのが当たり前だというふうに思います。

先ほども述べましたように、憲法９条を踏みにじっているということ、それから、憲法改正の手続をするためには、その手続、きちんとのっとって、96条に定めているものにのっとって改正の手続をして、そしてきちんと解釈を変更して、そしてすべきなのに、そういうことをしていないことは、本当に明白な違反だということがはっきりしておりますので、これについては許すことができません。

先ほども述べましたが、緊急なことだと言いながら、内閣で閣議決定をした後、今ずっと黙って時を過ごしているというような、内閣のそのやり方については許すことができません。那須塩原市議会としては、この陳情第７号、ここに書いてあることをきちんと踏まえて、そしてこの撤回の意見書提出をすべきだと思います。

以上です。

○平山委員長　君島委員。

○君島委員　さっきと全く同じなんですが、７号につきましては、この文章の中にも書いてあるとおり憲法の解釈の変更が、これが戦後２回目ですよということですから、過去においても同じような形で憲法の解釈の変更というものの手続がとられているんですから、これが初めてではないということで、前例があるということですから何ら問題はないと思いますので、当然この陳情に対しては不採択ということでお願いをしたいと。

○平山委員長　藤村委員。

○藤村委員　私は、やはりこれは意見書提出に賛成の立場で意見を申し上げます。

先ほどは手続の問題に絞って意見を言ったんですが、背景として、やはり国際紛争解決のために戦争という手段を使ってはいけないと個人的に考

えている、これが自分の一番根っこにあります。

今回の手続上の問題としては、今まで集団的自衛権の行使は必要最小限度の範囲を超えるとして、憲法上許されないと見解が踏襲されてきたのに、今回、国民の中で十分議論されていないうちに、閣議決定という形で突然政府の解釈変更の見解を発表したのは行政の権利濫用行為に当たるという、この陳情の趣旨に私も賛成です。

政権与党により、幾らでも憲法の解釈を変えることができるという事実を世界的に示すことになると感じます。国民のみならず世界中から信頼を失うことになると思いますので、閣議決定の撤回を求める意見書を提出するという陳情に賛成します。

○平山委員長　伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員　私は不採択という形で、意味合いは先ほどと同じ意見の中での不採択という形で考えております。

○鈴木副委員長　よろしいですか。

結論から言うと、今の内閣の出している判断を私は支持しています。

手続上の問題をこれでは言っているかと思うんですけれども、私はやむを得ない、国のトップがそういうふうに考えてやっていることだと思いますので、私はそれを支持したいと思いますので、確かに戦争はしたくありませんけれども、私の知り得ない、いろんな情報の中でのやむを得ない判断だと思いますので、やはりこれらの国の考え方を支持したいと思います。

○鈴木副委員長　委員長。

○平山委員長　私はやはり不採択の立場でおります。

やはり、今回の集団的自衛権という言葉がどうしても、特に私たち女性は、やはりメディア、そういう新聞とかでしか、なかなかそういう情報というのは入りません。また戦争が起きちゃうのではないかとか、子どもが徴兵にとられちゃうんじゃないかとか、そのような集団的自衛権という言葉にちょっと踊らされているのではないかなと思います。

あくまでも集団的自衛権の行使は認めないというふうに断言されているわけですから、今回の自衛権の行使の新三要件に沿って、極めて厳格な新三要件は要件であると思います。

あくまでも他国防衛は認めず、あくまでも専守防衛を守り、さらに憲法解釈の限界を明らかにしたと思います。それにやはり平和主義を守り、安全保障制のすき間を埋めるということができたんだと思います。

安保法制の整備はあくまでも国民を守るための備えであり、平和恒久に向けた外交的なものとの車の両輪だとも思っております。

以上です。

ほかに意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、ないようですので、討論を行います。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○平山委員長　では、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

陳情第７号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○平山委員長　ありがとうございます。

それでは、反対の方の挙手を求めます。

〔反対者挙手〕

○平山委員長　はい、３名ですね。

先ほどと同じ、採択すべきが２名、不採択が３名ということでありました。

当委員会は、先ほどと同じように本日の出席委

員は６名であり、過半数は４でありますので、いずれも出席委員の過半数には達しておりません。

したがいまして、この陳情第７号につきましても、委員会審査の結果、採択すべきもの、不採択とすべきもののいずれにも至らなかったものとして、本会議で報告いたします。

以上で、陳情第７号の審査は終了となります。

〔「質問」と言う人あり〕

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　４人が半分だということで、どちらも決められなかったということで、これを本会議に報告するということなんですが、委員長はどういう報告をされるのか教えていただきたいと思います。

○平山委員長　今言いましたように、現状を言って、やはり賛成２人、不採択が３人という結果でございました。そのままを報告するようになると思います。

○山本委員　そうすると、今皆さんが述べた理由についてはそこでは述べないで、結果だけを報告するということの理解でよろしいんですか。

○平山委員長　事務局。

○小池書記　報告の中には、ほかの議案なんかでも、議案の審議の中で出された質疑であるとか、意見というのはなかなか議案の場合はないですけれども、というのを加えた上で、審議経過の報告という結果だけではなくて、経過の報告も含めて委員長報告をしておりますので、陳情の委員長報告についても、今皆さんから述べられた全てを取り上げてということは難しいかもしれませんが、趣旨たるところを取り上げて採択すべきとした意見の方の理由、不採択とすべきとした方の理由というところを添えた形で、最終的に採択幾つ、不採択とすべきが幾つで、結果としては過半数に至らなかったというような形の報告にすべきだというふうに考えています。

○平山委員長　山本委員。

○山本委員　要望ですが、きちんと話したことを、短くするんでしょうけれども、言っていることの意味をきちんと捉えていただいて、正確に伝えていただきたいというふうに要望をいたします。

以上です。

○平山委員長　わかりました。

それでは、陳情の審査を終わりたいと思います。

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎散会の宣告

○平山委員長　これにて、本委員会に付託された案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会　午後　４時５１分